※黄色マーカー箇所は、改定した箇所を示す。

現行のガイドライン

建設会社における災害時の 事業継続力認定の申請に向けたガイドライン (改訂版)

令和4年2月

国土交通省 中部地方整備局

ガイドライン (改定版)

建設会社における災害時の 事業継続力認定の申請に向けたガイドライン (改定版)

<mark>令和4年12月</mark>

国土交通省 中部地方整備局

備考欄

よくある不適合項目のチェックリストを様式3として追加。

目 次

1	建設	会社	としての重要事項1
	1-1	想定	波 害による自社への影響1
	1-2	災害2	が起きたら実施すべきこと1
		(1)	災害時の組織体制と指揮命令系統
		(2)	災害時の対応拠点の確保
		(3)	情報発信·情報共有
		(4)	安否確認
		(5)	二次災害の防止
		(6)	重要な情報のバックアップの活用3
		(7)	必要な人員と資機材の調達
	1.3	平時7	から準備すべきこと3
		(1)	災害協定の締結先の整理 (災害が発生したときの対応の整理)4
		(2)	災害協定の迅速な履行のために緊急通行車両の事前届をしていますか?4
	1-4	維持・	向上の取組みの必要性
2	建設	会社	における災害時の基礎的事業継続力認定制度5
	2-1	4性 30-4	会社における災害時の基礎的事業継続力認定制度について
			の概要及び評価内容 5
		(1)	製定期間 5
		(2)	評価内容 5
		(3)	評価方法 6
		(4)	その他 7
3	評価	6AY H	と確認内容の作成に向けた準備のための説明8
	3-1		の策定
		(1)	計画策定の意義・目的
		(2)	計画の検討体制と策定
		(3)	計画改善の責任者による承認
	3-2		業務の選定と目標時間の把握10
		(1)	受ける被害の想定
		(2)	重要業務の選定: 簡易手法による重要業務の選定
		(3)	目標時間の把握: 簡易手法による目標時間の把握
	3-3		時の対応体制
		(1)	対応の発動基準
		(2)	社員及び家族の安否確認方法
		(3)	施工中現場等の二次災害の防止 24
		(4)	災害時の組織体制と指揮命令系統
		(5)	災害対策本部長の代理者および代理順位

ガイドライン (改定版)

目 次

1	建設会社	としての重要事項1
	1-1 想定	被害による自社への影響1
	1-2 災害:	が起きたら実施すべきこと
	(1)	災害時の組織体制と指揮命令系統1
	(2)	災害時の対応拠点の確保 2
	(3)	情報発信·情報共有
	(4)	安否確認
	(5)	二次災害の防止
	(6)	重要な情報のバックアップの活用3
	(7)	必要な人員と資機材の調達3
	1-3 平時;	から準備すべきこと3
	(1)	災害協定の締結先の整理(災害が発生したときの対応の整理)4
	(2)	災害協定の迅速な履行のために緊急通行車両の事前届をしていますか?4
	1-4 維持	向上の取組みの必要性
2	建設会社	における災害時の基礎的事業継続力認定制度5
	2-1 建設:	会社における災害時の基礎的事業継続力認定制度について5
	2-2 認定	の概要及び評価内容5
	(1)	認定期間
	(2)	評価內容
	(3)	評価方法
	(4)	その他
3	評価項目	と確認内容の作成に向けた準備のための説明8
	3-1 %+ 1011	2)策定
	(1)	計画策定の意義・目的
	(2)	計画の検討体制と策定 8
	(3)	計画改善の責任者による承認
	3-2 重要	業務の選定と目標時間の把握 10
	(1)	受ける被害の想定 10
	(2)	重要業務の選定: 簡易手法による重要業務の選定 13
	(3)	目標時間の把握: 簡易手法による目標時間の把握 14
	3-3 災害!	時の対応体制 19
	(1)	対応の発動基準 19
	(2)	社員及び家族の安否確認方法
	(3)	施工中現場等の二次災害の防止 24
	(4)	災害時の組織体制と指揮命令系統
	(=)	Weder List Miles for the control for the control of

備考欄

よくある不適合項目のチェック リストを様式3として追加。

	(6)	周囲からの救助要請への対応	. 26
3-4	対応技	息点の確保	27
	(1)	対応拠点、代替対応拠点(代替連絡拠点)の確保	. 27
	(2)	費用のさほどかからない対策	. 32
3.5	情報系	を信・情報共有	36
	(1)	災害直後に連絡を取ることが重要な国、県、市区町村との相互の連絡先の認識	. 36
	(2)	災害時にも強い連絡手段の準備	. 39
3-6	人員と	: 資機材の調達	40
	(1)	自社で確保している資源の認識	. 40
	(2)	自社外からの調達についての連絡先の認識	. 41
3-7	訓練及	&び改善の実施	44
	(1)	訓練計画	. 44
	(2)	事業継続計画の改善計画及び平常時の点検計画	. 46
	(3)	訓練、事業継続計画及び点検の実施状況	. 48
	(4)	事業継続計画の現状の課題と今後の対応	. 50

ガイドライン (改定版)

	(6)	周囲からの救助要請への対応	. 26
3-	4 対応抗	処点の確保	27
	(1)	対応拠点、代替対応拠点(代替連絡拠点)の確保	. 27
	(2)	費用のさほどかからない対策	. 32
3-	5 情報3	を信・情報共有	36
	(1)	災害直後に連絡を取ることが重要な国、県、市区町村との相互の連絡先の認識	. 36
	(2)	災害時にも強い連絡手段の準備	. 39
3-	6 人員 8	と資機材の調達	40
	(1)	自社で確保している資源の認識	. 40
	(2)	自社外からの調達についての連絡先の認識	. 41
3-	7 訓練及	ひび改善の実施	
	(1)	訓練計画	. 44
	(2)	事業継続計画の改善計画及び平常時の点検計画	. 48
	(3)	訓練、事業継続計画及び点検の実施状況	. 49
	(4)	東条件は副の司はの理師し合作の社内	2.1

1 建設会社としての重要事項

1-1 想定被害による自社への影響

中部地方整備局が想定している南海トラフ巨大地震等が、皆様の会社のある地域に発生 した場合、どのような影響が出るか、出来るだけ具体的に想像してみてください。そのこ とが、皆様の会社にとって災害直後に事業を実施・継続し、中部地方整備局などの発注者 や取引先からの要請に応えるための第1歩です。

南海トラフ巨大地震等が発生したら



------▶ 自社の被害は?

- ・社屋は使えるか?周辺で火災は?
- 社員は無事か、集まれるか?
- ・連絡・通信手段はあるか?
- ·パソコンやデータは無事か?
- ・社長が不在なら指揮は誰が執るか?

皆様の会社の社員とその家族の生命・安全の確保が第一です。その次に、企業活動に不可欠な、人、モノ、カネ、情報、プロセス(許認可なども含む)への影響を考えることが有効です。

1-2 災害が起きたら実施すべきこと

(1) 災害時の組織体制と指揮命令系統

皆様の会社が災害後迅速に事業を実施・継続するためには、災害時の組織体制と指揮命 令系統を明確にしておき、即座にそれらを発動させる必要があります。経営者や各部門の 賃任者が不任であったり、連絡が付かない場合もよくあります。したがって、複数の代理 とその代理順位を定めておき、どんな時でも組織としての指揮命令や報告が滞らないよう にすることが必要です。



ガイドライン (改定版)

1 建設会社としての重要事項

1-1 想定被害による自社への影響

中部地方整備局が想定している南海トラフ巨大地震等が、皆様の会社のある地域に発生 した場合、どのような影響が出るか、出来るだけ具体的に想像してみてください。そのこ とが、皆様の会社にとって災害直後に事業を実施・継続し、中部地方整備局などの発注者 や取引先からの要請に応えるための第1歩です。

南海トラフ巨大地震等が発生したら

……▶自社の被害は?

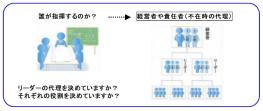
- ・社屋は使えるか?周辺で火災は?
- 社員は無事か、集まれるか?
- 連絡・通信手段はあるか?
- パソコンやデータは無事か?
- ・社長が不在なら指揮は誰が執るか?

皆様の会社の社員とその家族の生命・安全の確保が第一です。その次に、企業活動 に不可欠な、人、モノ、カネ、情報、プロセス(許認可なども含む)への影響を考えることが有効です。

1-2 災害が起きたら実施すべきこと

(1) 災害時の組織体制と指揮命令系統

皆様の会社が災害後迅速に事業を実施・継続するためには、災害時の組織体制と指揮命 令系統を明確にしておき、即座にそれらを発動させる必要があります。経営者や各部門の 責任者が不住であったり、連絡が付かない場合もよくあります。したがって、複数の代理 とその代理順位を定めておき、どんな時でも組織としての指揮命令や報告が滞らないよう にすることが必要です。



備考欄

1

(2) 災害時の対応拠点の確保

災害時には、情報を集め、検討し、指示を出し、発注者や取引先と早急に連絡をとるためにも、対応拠点の確保が不可欠です。本社が無事ならあらかじめ定めた場所(会議室等)を対応拠点とすればよいのですが、社屋や周辺の被害、電気、通信等のライフライン途絶等の理由で使えない場合に備え、代替の対応拠点(最低連絡が取れる場所)も必ず決めておき、出来る範囲で拠点として使う準備をしておくことが重要です。

(3) 情報発信·情報共有

皆様の会社の発注者、取引先などは皆様の会社の被害状況に強い関心を持ち、その情報 が入らないと、最悪の状況を想定して同業他社と契約する可能性もありますので、対応拠 点から迅速に、情報発信、情報共有を図ることが重要です。

このような連絡を迅速にするには、平時の連絡担当者が対応拠点にいないと想定して、緊急連絡先と連絡事項のリストを用意し、定期的に更新することが必要です。 災害の通信 手段は、電話や携帯電話がつながらない懸念があるため、複数の連絡手段を用意する必要 があります。 近年の震災事例では、携帯電話のメール(インターネットに接続可能な場合には電子メール等) は比較的つながっており、その活用が有効と考えられます。

(4) 安否確認

災害の発生後、できるだけ速やかに社員(役員及び従業員、臨時職員等も含む)の安否を確認することが必要です。会社の人道的な措置としても当然ですが、誰が動けるのかを 把握することは事業継続のための第一歩です。災害時には通話の殺到で電話や携帯電話が 通じにくくなります。これに備え、携帯メールなどを利用して安否を報告させるなどの安 否確認の方法を定めておき、訓練もしていくことが重要です。また、勤務中に災害が起き た場合、家族の安否が確認出来ない社員は仕事を継続しにくくなります。家族の安否確認 方法を決めておくように指示することが必要です。



社員の安否確認方法はありますか?

○社員とその家族は無事か?何時からでられる? ○臨時職員や派遣社員は無事か?出勤は?

ガイドライン(改定版)

(2) 災害時の対応拠点の確保

災害時には、情報を集め、検討し、指示を出し、発注者や吸引先と早急に連絡をとるためにも、対応拠点の確保が不可欠です。本社が無事ならあらかじめ定めた場所(会議室等)を対応拠点とすればよいのですが、社屋や周辺の被害、電気、通信等のライフライン途絶等の理由で使えない場合に備え、代替の対応拠点(最低連絡が取れる場所)も必ず決めておき、出来る範囲で拠点として使う準備をしておくことが重要です。

(3) 情報発信・情報共有

皆様の会社の発注者、取引先などは皆様の会社の被害状況に強い関心を持ち、その情報 が入らないと、最悪の状況を想定して同業他社と契約する可能性もありますので、対応拠 点から迅速に、情報発信、情報共有を図ることが重要です。

このような連絡を迅速にするには、平時の連絡担当者が対応拠点にいないと想定して、 緊急連絡先と連絡事項のリストを用意し、定期的に更新することが必要です。 災害の通信 手段は、電話や携帯電話がつながらない懸念があるため、複数の連絡手段を用意する必要 があります。 近年の震災事例では、携帯電話のメール (インターネットに接続可能な場合 には電子メール等) は比較的つながっており、その活用が有効と考えられます。

(4) 安否確認

災害の発生後、できるだけ速やかに社員(役員及び従業員、臨時職員等も含む)の安否を確認することが必要です。会社の人道的な措置としても当然ですが、誰が動けるのかを 把握することは事業継続のための第一歩です。災害時には通話の殺剣で電話や携帯電話が 通じにくくなります。これに備え、携帯メールなどを利用して安否を報告させるなどの安 否確認の方法を定めておき、訓練もしていくことが重要です。また、勤務中に災害が起き た場合、家族の安否が確認出来ない社員は仕事を継続しにくくなります。家族の安否確認 方法を決めておくように指示することが必要です。



社員の安否確認方法はありますか?

○社員とその家族は無事か?何時からでられる? ○臨時職員や派遣社員は無事か?出勤は?

(5) 二次災害の防止

災害の発生後、できるだけ早く施工中の現場及び社屋の被害状況を確認します。被害者 が出ていなくても、火災の発生、燃料や有機溶剤などの流出・瀰洩、余誤による倒壊 (特 に敷地外への倒壊) など二次災害を防止しなければなりません。その場にいる社員や協力 会社社員などから情報を収集し、また社員等を現場に派遣したりして、協力会社等と連携 しながら二次災害を防止します。

皆様の会社の現場や社屋の二次災害の防止は、発注者からの災害対応要請への対応や得意先への支援を行う前に実施しなければなりません。

災害後の点検現場のリストはありますか?(施工中現場等) 社屋や現場の二次災害の防止策は考えてありますか?

(6) 重要な情報のバックアップの活用

災害の発生後、重要な業務の実施・継続には、重要な情報や書類等が必要ですが、被害 で失われることも考えて、必ずパックアップが必要です。その迅速な活用には操作が複雑 なら事前の訓練が必要です。

(7) 必要な人員と資機材の調達

上記のような対応を行った上で、必要な人員や資機材の調達準備など事業継続の体制を 整え、発注者や取引先との協定・契約の遂行や得意先への対応を行います。

1-3 平時から準備すべきこと

災害が発生したときに被害を軽減し、かつ、以上のような対応を速やかに行うためには、 平時から備えを行うことが不可欠です。主なものは次のとおりです。

- 組織体制、指揮命令系統、対応拠点の決定と訓練(対応拠点は、発注者、取引先など にあらかじめ知らせておく)
- 安否確認方法の周知と訓練(電話や携帯電話が通じないことを想定して、携帯メールなどの活用も考える)
- 二次災害の防止のための事前対策(社屋や施工現場の火災や延焼、倒壊等の防止の対 広計画など)
- 対応社員のための備蓄 (水、食糧、簡易トイレなど)、救出用機材の準備
- 必要な情報・書類等のバックアップの実施 (データ、重要文書・図面など)
- 事業所の耐震性の把握(必要ならば、簡易でも良いので補強)
- 書棚やロッカー等の固定
- 社員の家庭における耐震補強や家具の固定

さらに、中部地方整備局と関連する建設会社の皆様には、災害協定の締結先の 整理、 所有車両の事前届などの準備が必要です。

ガイドライン (改定版)

(5) 二次災害の防止

災害の発生後、できるだけ早く施工中の現場及び社屋の被害状況を確認します。被害者 が出ていなくても、火災の発生、燃料や有機溶剤などの流出・補洩、余譲による倒壊(特 に敷地外への倒壊)など二次災害を防止しなければなりません。その場にいる社員や協力 会社社員などから情報を収集し、また社員等を現場に派遣したりして、協力会社等と連携 しながら二次災害を防止します。

皆様の会社の現場や社屋の二次災害の防止は、発注者からの災害対応要請への対応や得意先への支援を行う前に実施しなければなりません。

災害後の点検現場のリストはありますか?(施工中現場等) 社屋や現場の二次災害の防止策は考えてありますか?

(6) 重要な情報のバックアップの活用

災害の発生後、重要な業務の実施・継続には、重要な情報や書類等が必要ですが、被害 で失われることも考えて、必ずパックアップが必要です。その迅速な活用には操作が複雑 なら事前の訓練が必要です。

(7) 必要な人員と資機材の調達

上記のような対応を行った上で、必要な人員や資機材の調達準備など事業継続の体制を 整え、発注者や取引先との協定・契約の遂行や得意先への対応を行います。

1-3 平時から準備すべきこと

災害が発生したときに被害を軽減し、かつ、以上のような対応を連やかに行うためには、 平時から備えを行うことが不可欠です。主なものは次のとおりです。

- 組織体制、指揮命令系統、対応拠点の決定と訓練(対応拠点は、発注者、取引先など にあらかじめ知らせておく)
- 安否確認方法の周知と訓練(電話や携帯電話が通じないことを想定して、携帯メールなどの活用も考える)
- 二次災害の防止のための事前対策(社屋や施工中現場の火災や延焼、倒壊等の防止の対応計画など)
- 対応社員のための備蓄 (水、食糧、簡易トイレなど)、救出用機材の準備
- 必要な情報・書類等のバックアップの実施 (データ、重要文書・図面など)
- 事業所の耐震性の把握 (必要ならば、簡易でも良いので補強)
- 書棚やロッカー等の固定
- 社員の家庭における耐震補強や家具の固定

さらに、中部地方整備局と関連する建設会社の皆様には、災害協定の締結先の整理、 所有車両の事前届などの準備が必要です。

備考欄

3

(1) 災害協定の締結先の整理(災害が発生 したときの対応の整理)

南海トラフ巨大地震等が起こった後の行動として、中部地方整備局では、発災直後より様々な 災害応急対策を計画しています。したがって、特 様には、中部地方整備局の実施する災害応急対策 を迅速に実施出来る体制が期待されています。災 害協定の締結先を整理し、どのような要請が来る かなど、皆様の会社の役割を認識しましょう。被 災地内の対応は既に述べたとおりですが、被災し ない地域からの支援を迅速に行って頂くことも もろみ重要です。



(2) 災害協定の迅速な履行のために緊急通行車両の事前届をしていますか?

南海トラフ巨大地震等の大地震の発生時には、被災地では、災害対応車両の円滑な通行を確保するため、長期間、道路は交通規制がかけられることが多いと考えられます。交通規制がかけられた場合、表託業者、協定会社等の復旧に従事する建設機材車両であっても、通行するためには緊急通行車両としての審査と確認を受けることが必要で、それを受けた証明書がないと規制区域内への進入が原則としてできません。したがって、速やかな災害 応急対応を行うために、協定会社の災害対応に使用する車両については、できる限り中部地方整備属の所有車と同様に、緊急通行車両の事前届が重要です。

(届出要領、様式等については、各県の公安委員会にお問い合わせください。)

災害時に交通規制がかけられても、緊急通行車両の事前届けがしてあれば、検問所 において迅速に通行許可書を発行され、緊急輸送道路を通行可能となります。中部地 方整備局との災害時における協定書があれば、事前届けが可能です。

1-4 維持・向上の取組みの必要性

以上の対策を行うことで、災害が発生したときの事業継続力は格段に向上します。ただ し、このガイドラインを活用して対応の体制や計画を作っても、放っておけば皆様の会社 の実態に次第に合わなくなってしまいます。また、社員の方々の認識も低下していきます。 したがって、日常の継続的な維持の努力と定期的な訓練が欠かせません。また、毎年少な くても1回、また新しい業務、組織、取引先などができたらその都度、これらの計画を見 直し、より良い計画へと向上させていくことも必要です。

ガイドライン (改定版)

(1) 災害協定の締結先の整理(災害が発生

したときの対応の整理)

南海トラフ巨大地震等が起こった後の行動として、中部地方整備局では、発災直後より様々な 映青応急対策を計画しています。したがって、皆様には、中部地方整備局の実施する災害応急対策 を迅速に実施出来る体制が期待されています。災 害協定の締結先を整理し、どのような要請が来る かなど、皆様の会社の役割を認識しましょう。被 災地内の対応は既に述べたとおりですが、被災し ない地域からの支援を迅速に行って頂くことも もちみん重要です。

災害協定の締結先



(2) 災害協定の迅速な履行のために緊急通行車両の事前届をしていますか?

南海トラフ巨大地震等の大地震の発生時には、被災地では、災害対応車両の円滑な通行 を確保するため、長期間、道路は交通規制がかけられることが多いと考えられます。交通 規制がかけられた場合、套託業者、協定会社等の復旧に従事する建設機材車両であっても、 通行するためには緊急通行車両としての審査と確認を受けることが必要で、それを受けた 監明書がないと規制区域内への進入が原則としてできません。したがって、速やかな災害 応急対応を行うために、協定会社の災害対応に使用する車両については、できる限り中部 地方整備局の所有車と同様に、緊急通行車両の事前届が重要です。

(届出要領、様式等については、各県の公安委員会にお問い合わせください。)

災害時に交通規制がかけられても、緊急通行車両の事前届けがしてあれば、検問所 において迅速に通行許可書を発行され、緊急輸送道路を通行可能となります。中部地 方整備局との災害時における協定書があれば、事前届けが可能です。

1-4 維持・向上の取組みの必要性

以上の対策を行うことで、災害が発生したときの事業継続力は格段に向上します。ただ し、このガイドラインを活用して対応の体制や計画を作っても、放っておけば皆様の会社 の実態に次第に合わなくなってしまいます。また、社員の方々の認識も低下していきます。 したがって、日常の継続的な維持の努力と定期的な訓練が欠かせません。また、毎年少な くても1回、また新しい業務、組織、取引先などができたらその都度、これらの計画を見 直し、より良い計画へと向上させていくことも必要です。

2 建設会社における災害時の基礎的事業継続力認定制度

2-1 建設会社における災害時の基礎的事業継続力認定制度について

中部地方整備局では、平成20年3月に「中部地方整備局業務継続計画」を策定し随時 必要に応じて修正するなど、大規模災害発生時においても応急対策業務の円滑な執行や一 般重要業務を継続して行う体制作りを進めています。

しかしながら、大規模災害発生時に業務を継続するには、中部地方整備局単独の対応で は難しく、実際に緊急復旧の役割を担っている、建設会社の皆様の協力が不可欠です。

そこで、各会社の皆様におかれましても事業継続力を高める体制作り(事業継続計画(BCP)の策定)に取り組んで頂き、官民一丸となった大規模災害時における業務継続の体制作りに、ご協力頂きたいと考えております。

この目的を実施する方策として、今般、建設会社の皆様のBCP策定の取り組みを推進するために、各会社で行っている事業継続力を高める取り組み(基礎的事業継続力) について、別途作成しております「建設会社における災害時の事業継続力認定評価要領」(以下「評価要領」という) に適合した会社を中部地方整備局が認定するとともに公表することとしたものであります。

これらにより、建設会社の信頼性や災害時の地域貢献などの社会的評価の向上に繋がる ものと考えております。

2-2 認定の概要及び評価内容

詳細につきましては、評価要領を参照して頂くこととなりますが、ここではその概要部分についてのみ記載します。

(1) 認定期間

認定は、評価要領を元に評価を行い、適合した申請会社に対し、中部地方整備局が「災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社」として、3年間の有効期限を持つ認定証を発行します。

(2) 評価内容

評価は、表 2-1「確認項目と確認内容」に示す内容について、災害時の基礎的事業継続 力を備える上で重要と考えているポイント(表 2-2「確認ポイント」)を主視に「書類評価」 により実施します。

ガイドライン (改定版)

2 建設会社における災害時の事業継続力認定制度

2-1 建設会社における災害時の事業継続力認定制度について

中部地方整備局では、平成20年3月に「中部地方整備局業務継続計画」を策定し随時 必要に応じて修正するなど、大規模災害発生時においても応急対策業務の円滑な執行や一 般重要業務を継続して行う体制作りを進めています。

しかしながら、大規模災害発生時に業務を継続するには、中部地方整備局単独の対応で は難しく、実際に緊急復旧の役割を担っている、建設会社の皆様の協力が不可欠です。

そこで、各会社の皆様におかれましても事業継続力を高める体制作り(事業継続計画(BCP)の策定)に取り組んで頂き、官民一丸となった大規模災害時における業務継続の体制作りに、ご協力頂きたいと考えております。

この目的を実施する方策として、今般、建設会社の皆様のBCP策定の取り組みを推進 するために、各会社で行っている事業継続力を高める取り組み(基礎的事業継続力) につ いて、別途作成しております「建設会社における災害時の事業継続力認定評価要領」(以下 「評価要領」という) に適合した会社を中部地方整備局が認定するとともに公表すること としたものであります。

これらにより、建設会社の信頼性や災害時の地域貢献などの社会的評価の向上に繋がるものと考えております。

2-2 認定の概要及び評価内容

詳細につきましては、評価要領を参照して頂くこととなりますが、ここではその概要部分についてのみ記載します。

(1) 認定期間

認定は、評価要領を元に評価を行い、適合した申込会社に対し、中部地方整備局が「災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社」として、3年間の有効期限を持つ認定証を発行します。

(2) 評価内容

評価は、表 2-1「確認項目と確認内容」に示す内容について、災害時の基礎的事業継続 力を備える上で重要と考えているポイント(表 2-2「確認ポイント」)を主観に「書類評価」 により実施します。

表 2-1 確認項目と確認内容

	表 2-1 確認項目と確認内容			
	確認項目 確認内容			
	計画の策定	・計画策定の意義・目的		
$^{3-1}$		計画の検討体制		
		・策定、改定等の責任者による承認		
0.0	重要業務の選定と目標	・受ける被害の想定		
3-2	時間の把握	重要業務の選定目標時間の把握		
	災害時の対応体制	社員及び家族の安否確認方法		
		二次災害の防止		
3-3		災害対応体制		
		災害対策本部長の代理者及び代理順位		
3-4	対応拠点の確保	対応拠点、代替対応(連絡)拠点の確保		
3-4		対応の発動基準		
	情報発信・情報共有	・発災直後に連絡を取ることが重要な国、県、市区町		
		村との相互の連絡先の認識		
3-5		・施工中現場の連絡先等の認識		
		・災害時にも強い連絡手段の準備		
	人員と資機材の調達	・自社で確保している資源の認識		
3-6		・自社外(協定会社など)からの調達についての連絡先		
		の認識		
	訓練及び改善の実施	• 訓練計画		
		事業継続計画の改善計画及び平常時の点検計画		
3-7		・事業継続計画の現状の課題と今後の対応		
		・訓練、事業継続計画の改善及び点検の実施状況		
		(2回目以降の申請の場合必須)		

表 2-2 確認ポイント

【確認ポイント】

- ・災害対応を行える内部体制となっているか
- ・中部地方整備局等の行政機関と連絡できる体制が整っているか
- ・災害対応のための資機材や人員を確保できる体制が整っているか
- 災害時に有効に機能するための訓練を実施しているか

(3) 評価方法

書類評価は、表 2-1「確認項目と確認内容」に示す内容の全ての項目が適合した書類となっているかを確認し、面接評価は、「災害時に確実に機能するか」、「災害時に機能するための準備がなされているか」の2点について確認します。

6

ガイドライン(改定版)

表 2-1 確認項目と確認内容

	確認項目 確認内容		
	計画の策定	計画策定の意義・目的	
3-1	III EI - AKAE	計画の検討体制	
		・策定、改定等の責任者による承認	
	重要業務の選定と目標	・受ける被害の想定	
3-2	時間の把握	・重要業務の選定目標時間の把握	
	災害時の対応体制	社員及び家族の安否確認方法	
		・二次災害の防止	
$^{3-3}$		災害対応体制	
		・災害対策本部長の代理者及び代理順位	
3-4	対応拠点の確保	対応拠点、代替対応(連絡)拠点の確保	
3-4		対応の発動基準	
	情報発信・情報共有	・発災直後に連絡を取ることが重要な国、県、市区町	
		村との相互の連絡先の認識	
3-5		・施工中現場の連絡先等の認識	
		・災害時にも強い連絡手段の準備	
	人員と資機材の調達	・自社で確保している資源の認識	
3-6		・自社外(協定会社など)からの調達についての連絡先	
		の認識	
	訓練及び改善の実施	助練計画	
		事業継続計画の改善計画及び平常時の点検計画	
3-7		・事業継続計画の現状の課題と今後の対応	
		訓練、事業継続計画の改善及び点検の実施状況	
		(2回目以降の申請の場合必須)	

表 2-2 確認ポイント

【確認ポイント】

- 災害対応を行える内部体制となっているか
- ・中部地方整備局等の行政機関と連絡できる体制が整っているか
- ・災害対応のための資機材や人員を確保できる体制が整っているか
- ・災害時に有効に機能するための訓練を実施しているか

ガイドライン内の赤字や下線の記載内容は特に不適合が多い注意すべき項目です。これ らの項目は再度評価要領及びガイドラインに適合しているかを確認のうえで申請してくだ さい。

継続申請時には、改善・定期的点検の実施による BCP 全体の見直しのほか、特に組織体制や関係する行政機関等の人員体制の変更、人員と資機材等の調達先の連絡先、施工中現場などの変更により、BCP の時点更新が必要であると考えられます。これらに該当する項目については、[特点更新の確認]マークを記載していますので、継続申請時に再度時点更新の有無を確認してください。

備考欄

不適合の多い項目に関する注記 や継続申請時の時点更新に関す る記載の追記

(4) その他

作成にあたっての留意事項は以上となりますが、その内容についての大きなポイントについては、評価要額 P9 以降に記載されていますので参考にしてください。 なお、このガイドラインのこれ以降に、作成頂く様式例等について記載しますので、併せてそれも参考に作成してください。

ガイドライン (改定版)

(3) 評価方法

書類評価は、表 2-1「確認項目と確認内容」に示す内容の全ての項目が適合した書類となっているかを確認し、面接評価は、「災害時に確実に機能するか」、「災害時に機能するための準備がなされているか」の2点について確認します。

(4) その他

作成にあたっての留意事項は以上となりますが、その内容についての大きなポイントについては、評価要領 P9 以降に記載されていますので参考にしてください。なお、このガイドラインのこれ以降に、作成頂く様式例等について記載しますので、併せてそれも参考に作成してください。

3 評価項目と確認内容の作成に向けた準備のための説明

3-1 計画の策定

(1) 計画策定の意義・目的

災害時に実用性のある計画とするために、事業継続計画を策定する意義、目的を明確に することが重要です。計画策定の基本理念や基本方針を記載してください。

(2) 計画の検討体制と策定

計画の整合性、実用性等を継続させていくために、計画の検討体制を明確にし、定期的 に現行の計画の検討、改善をしていく必要があります。

検討体制を表等で整理し、検討体制上の役割、業務内容、平時の会社での役職等を記載 してください。その際、計画を検討するうえで重要となる本部長、班長等は、検討体制に 含めるようにしてください。

表 3-1 事業継続計画の検討体制の一覧整理 (様式例)

40	(3−1 争未経額	計画の検討体制の一見:	登理(休丸例)
職務	氏名	役割の概要	災害対策本部との関係
代表取締役	00 00	最終的な意思決定を 行う	代表取締役
専務	00 00	事業継続計画策定委 員会委員長	災害対策本部長
○○部長	00 00	事業継続計画策定委 員会副委員長	災害対策副本部長
○○部長	00 00	事業継続計画策定委 員会事務局長	災害対策本部事務局長

(注) 記載欄の明示は記入例である。

説明:検討体制の役割と災害対策木部の役割は、必ずしも同じである必要はありません。

ガイドライン(改定版)

3 評価項目と確認内容の作成に向けた準備のための説明

3-1 計画の策定

(1) 計画策定の意義・目的

災害時に実用性のある計画とするために、事業継続計画を策定する意義、目的を明確に することが重要です。計画策定の基本理念や基本方針を記載してください。

(2) 計画の検討体制と策定

計画の整合性、実用性等を継続させていくために、計画の検討体制を明確にし、定期的 に現行の計画の検討、改善をしていく必要があります。

検討体制を表等で整理し、検討体制上の役割、業務内容、平時の会社での役職等を記載 してください。その際、計画を検討するうえで重要となる本部長、班長等は、検討体制に 含めるようにしてください。

表 3-1 事業継続計画の検討体制の一覧整理 (様式例) 時点更新の確認

職務	氏 名	役割の概要	災害対策本部との関係
代表取締役	00 00	最終的な意思決定を 行う	代表取締役
専務	00 00	事業継続計画策定委 員会委員長	災害対策本部長
○○部長	00 00	事業継続計画策定委 員会副委員長	災害対策副本部長
○○部長	00 00	事業継続計画策定委 員会事務局長	災害対策本部事務局長
• • •			

(注) 記載欄の明示は記入例である。

説明:検討体制の役割と災害対策本部の役割は、必ずしも同じである必要はありません。

備考欄

(3) 計画改善の責任者による承認

継続的な計画の見直し、改善を適切に行うために、定期的点検、定期的改善等で計画の 改定を行った際には、検討体制の責任者の承認を受けるようにしてください。 責任者の承 別は、サンシの研修第2の発見、アイダさい。

認は、サインや印鑑等で記録してください。 責任者をはじめ、組織全体で計画を理解、把握しておくことが重要です。

表 3-2 事業継続計画の新規策定、改定記録一覧整理(様式例)

版数	策定・改定年月日	策定・改定の項目と内容	担当部署	承認者
	来是"以是平万日	来た・以たの引目と1747	115 =1 thb 43	7N 80-71
初版	令和○年○月○日	新規策定	総務部 (総務班)	賣
第○版	令和〇年〇月〇日	0.0.0 指揮命令系統図 人事異動による人員変更	総務部 (総務班)	ð

(注) 記載欄の明示は記入例である。

説明:責任者の承認は、計画書の原本にサインまたは印鑑で記録してください。

ガイドライン(改定版)

(3) 計画改善の責任者による承認

継続的な計画の見直し、改善を適切に行うために、定期的点検、定期的改善等で計画の 改定を行った際には、検討体制の責任者の承認を受けるようにしてください。責任者の承 認は、サインや印鑑等で記録してください。

責任者をはじめ、組織全体で計画を理解、把握しておくことが重要です。

時点更新の確認 表 3-2 事業継続計画の新規策定、改定記録一覧整理(様式例)

版数	策定・改定年月日	策定・改定の項目と内容	担当部署	承認者
初版	令和○年○月○日	新規策定	総務部 (総務班)	賣
第○版	令和〇年〇月〇日	0.0.0 指揮命令系統図 人事異動による人員変更	総務部 (総務班)	ø

(注) 記載欄の明示は記入例である。

説明: 責任者の承認は、計画書の原本にサインまたは印鑑で記録してください。

備考欄

3-2 重要業務の選定と目標時間の把握

(1) 受ける被害の想定

①皆様の会社が直面する災害リスクは何か

このガイドラインでは、中部地方整備局の想定と同等の災害として、皆様の会社の所在 する地域で南海トラフ巨大地震等が発生することを、最初に想定する災害リスクとするこ を勧めています。なお、南海トラフ巨大地震で被害がない場合は震度6強程度が発生す ることを、災害リスクとすることを勧めています。

しかし、皆様の会社の事業の実施・継続を危うくする災害、事故等として懸念されるものは、地震以外にもあるでしょう。それらを認識するのは、災害、事故等への対応の第一歩です。多くの自治体が、地域で懸念されている地震、神波、水害、火山などの自然災害の情報をホームページや配付資料などで提供していますので、それらを人手して、概略で結構ですから把握して事業継続計画に掲載しておいて下さい。その上で、優先的に対処が必要と考える災害を2、3個、できれば数個あげてみてください。

そして、それら災害、事故等の被害の影響が自社、周辺地域、取引先、ライフライン等 へどのように及ぶかを広い視野で捉えて、認識を深めてみてください。

[南海トラフ地震臨時情報とは]

南海トラフ沖地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に 発表されるものです。事前に発災リスクにかかる情報が分かった場合にどのような行動を とるのかあらかじめ検討しておくことも重要です。発表される臨時情報の種類は、「調査中」 「巨大地震警戒」「巨大地震注意」などがありますが、会社の立地条件や耐震性等の条件に 応じて事前避難、社内体制の構築、参集の要否などを整理しておくことが考えられます。

南海トラフ地震臨時情報が発表されたら?

情報の種類と発表条件

情報名	キーワード	情報発表条件
	(調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大 規模な地震と関連するかどうか調査を開始し た場合、または調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報	(巨大地震警戒)	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震運域内のブレート 境界においてM8.0以上の地震が発生したと 評価した場合
※防災対応がとりやすいよう キーワードを付して情報発表 します	(巨大地震注意)	■大地震の発生に注意が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のブレート 境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や 通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評 価した場合等
	(調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれ にも当てはまらない現象と評価した場合
	等を発表する場 〇「南海トラフ沿い	な現象の調査結果を発表した後の状況の推移 合 の地震に関する評価検討会」の定例会合にお 発表する場合(ただし臨時情報を発表する場合

(出典:「南海トラフ地震臨時情報」に関するリーフレット、気象庁)

○災害対策本部の立ち上げ等の社内体制を迅速に構築できますか?

○地震発生前に避難、参集する準備はしてありますか?

ガイドライン (改定版)

3-2 重要業務の選定と目標時間の把握

(1) 受ける被害の想定

①皆様の会社が直面する災害リスクは何か

このガイドラインでは、中部地方整備局の想定と同等の災害として、皆様の会社の所在 する地域で南海トラフ巨大地震等が発生することを、最初に想定する災害リスクとするこ を勧めています。なお、南海トラフ巨大地震で被害がない場合は震度6強程度が発生す ることを、災害リスクとすることを勧めています。

しかし、皆様の会社の事業の実施・継続を危うくする災害、事故等として懸念されるものは、地震以外にもあるでしょう。それらを認識するのは、災害、事故等への対応の第一歩です。多くの自治体が、地域で懸念されている地震、津波、水害、火山などの自然災害の情報をホームページや配付資料などで提供していますので、それらを入手して、優略で結構ですから把握して事業継続計画に掲載しておいて下さい。その上で、優先的に対処が必要と考える災害を2、3個、できれば数個あげてみてください。

そして、それら災害、事故等の被害の影響が自社、周辺地域、取引先、ライフライン等 へどのように及ぶかを広い視野で捉えて、認識を深めてみてください。

[南海トラフ地震臨時情報とは]

南海トラフ沖地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に 発表されるものです。 事前に発災リスクにかかる情報が分かった場合にどのような行動を とるのかあらかじめ検討しておくことも重要です。発表される臨時情報の種類は、「調査中」 巨大地震管戒」「巨大地震注意」などがありますが、会社の立地条件や耐震性等の条件に 応じて事前避難、社内体制の構築、参集の要否などを整理しておくことが考えられます。

南海トラフ地震臨時情報が発表されたら?

情報の種類と発表条件

117 18 12/00 70 24/411				
情報名	キーワード	情報発表条件		
	(調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大 規模な地震と関連するかどうか調査を開始し た場合、または調査を継続している場合		
南海トラフ地震臨時情報	(巨大地震警戒)	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート 境界においてM8.0以上の地震が発生したと 評価した場合		
※防災対応がとりやすいよう キーワードを付して情報発表 します	(巨大地震注意)	巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震運域内のブレート 境界において紹介3以上M8.0未満の地震や 通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評 個した場合等		
	(調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれ にも当てはまらない現象と評価した場合		
	等を発表する場			
		の地震に関する評価検討会」の定例会合にお 発表する場合(ただし臨時情報を発表する場合		

(出典:「南海トラフ地震臨時情報」に関するリーフレット、気象庁)

○災害対策本部の立ち上げ等の社内体制を迅速に構築できますか?

○地震発生前に避難、参集する準備はしてありますか?

	表 3-3 目初	この地域で懸念され	にている災害の一	寬整埋(禄式例)	
リスクの 種類	説明	懸念される 本社・支店 現場事務所等	懸念される 被害の種類	被害の概要 および程度	対応の 優先順位
地震A	南海トラ	本社・現場事務	建物倒壊	本社機能が失	
	フ巨大地	所		われ、対応が困	1
	震			難	
地震B	震度6強				
用的 D	の地震				
高潮					
大規模					
水害					
大規模					
火災					

(注)記載欄の明示は記入例である。

説明:1.これらの例示の全ての種類を考える必要はありません。ただし、最低2、3の 懸念される災害はあるはずです。

- 2. 対応の優先順位は、最初に対策を考えるものが選べれば、その他の順位は特に つけなくても構いません。
- 3. 参考とした被害想定資料 (震度分布図、ハザードマップ等) は、添付してくだ さい。被害想定を検討する際は、被害想定資料(震度分布図、ハザードマップ 等)に基づくものとしてください。
- 4. 被害想定資料 (震度分布図、ハザードマップ等) に対応拠点、代替対応拠点位 置をプロットすることにより、懸念される災害リスクを把握しやすくなります。

【災害想定に役立つ情報の例】

[南海トラフ地震臨時情報]:南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件

https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/nteq/info_criterion.html

[地震・火山・大規模水害被害想定]: 内閣府防災情報のページ

http://www.bousai.go.jp/

[津波浸水予測]: 各県ホームページ、ハザードマップ等

静岡県: http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/4higaisoutei/tiikidukurihou.html

愛知県: https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/0000077984.html

三重県: http://www.pref.mie.lg.jp/D1B0USAI/75148007862.htm

https://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/bosai/bosai-taisaku/11115/tunami.html

[洪水浸水予測]: 各県ホームページ、ハザードマップ等

静岡県:

https://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-320/measures/shinsuisoutei.html

愛知県: https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/shinsuisotei-01.html 11

三重県: http://www.pref.mie.lg.jp/D1B0USAI/75148007862.htm

ガイドライン (改定版)

時点更新の確認

表 3-3 自社の地域で懸念されている災害の一覧整理 (様式例)

リスクの 種類	説明	懸念される 本社・支店 現場事務所等	懸念される 被害の種類	被害の概要 および程度	対応の 優先順位
地震 A	南海トラ	本社・現場事務	建物倒壊	本社機能が失	
	フ巨大地	所		われ、対応が困	1
	震			難	
地震B	震度6強				
地展 B	の地震				
高潮					
大規模					
水害					
大規模					
火災					

(注) 記載欄の明示は記入例である。

説明:1.これらの例示の全ての種類を考える必要はありません。ただし、最低2、3の 懸念される災害はあるはずです。

- 2. 対応の優先順位は、最初に対策を考えるものが選べれば、その他の順位は特に つけなくても構いません。
- 3. 参考とした被害想定資料 (震度分布図、ハザードマップ等) は、添付してくだ さい。被害想定を検討する際は、被害想定資料(震度分布図、ハザードマップ 等) に基づくものとしてください。
- 4. 被害想定資料 (震度分布図、ハザードマップ等) に対応拠点、代替対応拠点位 置をプロットすることにより、懸念される災害リスクを把握しやすくなります。

【災害想定に役立つ情報の例】

[南海トラフ地震臨時情報]:南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件

https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/nteq/info_criterion.html [長期評価による地震発生確率値の更新について]:地震発生確率の更新

https://www.jishin.go.jp/evaluation/long_term_evaluation/chousa_22jan_kakuri

[地震・火山・大規模水害被害想定]:内閣府防災情報のページ

http://www.bousai.go.jp/

[津波浸水予測]:各県ホームページ、ハザードマップ等

静岡県: http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/4higaisoutei/tiikidukurihou.html

愛知県: https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/0000077984.html

三重県:http://www.pref.mie.lg.jp/D1B0USAI/75148007862.htm

https://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/bosai/bosai-taisaku/11115/tunami.html

[洪水浸水予測]: 各県ホームページ、ハザードマップ等

11

備考欄

時点更新マークの追記

災害に対する各種最新情報への 記載変更

岐阜県:

https://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/bosai/bosai-taisaku/11115/tunami.html https://www.pref.gifu.lg.jp/shakai-

kiban/kasen/kasen/11652/kouzuisinnsuisouteikuikizu.html

長野県: https://www.pref.nagano.lg.jp/kasen/infra/kasen/bosai/shinsui/index.html

[火山ハザードマップデータベース]: 防災科学研究所

http://vivaweb2.bosai.go.jp/v-hazard/

[土砂災害情報]:各県ホームページ、ハザードマップ等

静岡県:

 $\underline{\text{http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-350/sabouka/dosyasaigaijouhoumap.html}}$

愛知県: http://sabomaps.pref.aichi.jp/portal/showmap.php

三重県: https://www.pref.mie.lg.jp/D1B0USAI/75148007862.htm

岐阜県: https://kikenmap.gifugis.jp/

長野県: https://www.pref.nagano.lg.jp/sabo/infra/sabo/dosha/basho.html

※災害想定に役立つ情報は、上記以外にもあります。会社の所在する自治体のホーム ページや配付資料から入手してください。

②建物の災害危険度の概略把握

中部地方整備局は、地震に高い優先度で対応していただくことを期待しており、まず、 多大な投資を要さない最低限の地震への対応を行うことをお勧めします。

建物の耐震補強には相当コストがかかるので、対策をあきらめたり先送りしたりしているかもしれませんが、自社が地震にどの程度弱いかを知り、被害発生後の対応を準備するだけでも、経営への影響を緩和できます。

表 3-4 建物の耐震性に関する状況把握(様式例)

施設名	拠点種別	構造· 階数	建築時期	S56 年 6 月 以前か?	耐震診断・補 強の有無(そ の結果)	目視による 異常(異常 の内容)	耐震性診断・工 事の予定・検討 状況
社屋	対応	鉄筋コ	S50 年	以前	未実施	有り	耐震診断を
A棟	拠点	ンクリ	〇月			(梁に亀裂)	令和○○年○
		一ト3					月に予定
		階建					
倉庫	代替						
	対応						
B棟	拠点						

(注) 記載欄の明示は記入例である。

説明:1.自社の建物の耐震性を建築時期や耐震補強の履歴などから整理します。建築時期不明の場合、昭和56 年以前と同様に扱います。

12

ガイドライン (改定版)

https://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-320/measures/shinsuisoutei.html

<mark>愛知県:</mark>https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/shinsuisotei-03.html

三重県: http://www.pref.mie.lg.jp/D1B0USAT/75148007862.htm

岐阜県:https://www.pref.gifu.lg.jp/page/20630.html

長野県: https://www.pref.nagano.lg.jp/kasen/infra/kasen/bosai/shinsui/index.html

[火山ハザードマップデータベース]: 防災科学研究所

http://vivaweb2.bosai.go.jp/v-hazard/

[土砂災害情報]:各県ホームページ、ハザードマップ等

静岡県:

http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-350/sabouka/dosyasaigaijouhoumap.html

愛知県:http://sabomaps.pref.aichi.jp/portal/showmap.php

三重県:https://www.pref.mie.lg.jp/D1B0USAI/75148007862.htm

岐阜県:https://kikenmap.gifugis.jp/

長野県: https://www.pref.nagano.lg.jp/sabo/infra/sabo/dosha/basho.html

※災害想定に役立つ情報は、上記以外にもあります。会社の所在する自治体のホーム ページや配付資料から入手してください。

②建物の災害危険度の概略把握

中部地方整備局は、地震に高い優先度で対応していただくことを期待しており、まず、 多大な投資を要さない最低限の地震への対応を行うことをお勧めします。

建物の耐震補強には相当コストがかかるので、対策をあきらめたり先送りしたりしているかもしれませんが、自社が地震にどの程度弱いかを知り、被害発生後の対応を準備するだけでも、経営への影響を緩和できます。

表 3-4 建物の耐震性に関する状況把握 (様式例)

時点更新の確認

施設	拠点種別	構造・	建築時期	S56 年 6 月 以前か?	耐震診断・補 強の有無(そ	目視による 異常(異常	耐震性診断・エ 事の予定・検討
名	棚がり	階数	时规	以削か?	の結果)	の内容)	状况
社屋	対応	鉄筋コ	S50 年	以前	未実施	有り	耐震診断を
A棟	拠点	ンクリ	〇月			(梁に亀裂)	令和○○年○
		ート3					月に予定
		階建					
倉庫	代替						
	対応						
B棟	拠点						

(注)記載欄の明示は記入例である。

説明:1.自社の建物の耐震性を建築時期や耐震補強の履歴などから整理します。建築時期不明の場合、昭和56 年以前と同様に扱います。

12

備考欄

災害に対する各種最新情報への 記載変更

- 2. 目視による建物の大きなひび、傾き、構造に影響がありそうな破損の有無もチェックします。
- 耐震性診断・工事の予定・検討状況は実施時期を「令和○年○月予定」など具体的に記載してください。
- 4. 昭和 56 年 6 月以前の建物の耐震対策が未実施の場合は、早急に対策を実施してください。昭和 56 年 6 月以前の建物で、実施の予定がない場合は、その理由を記載してください。
- (注)昭和56年(1981年)6月以前の建物(旧耐震基準により設計された建物)は態度 5強を超える地震に耐えられることが確認されていません。

(2) 重要業務の選定:簡易手法による重要業務の選定

①限りある資源の配分

皆様の会社の地域が被災した場合、使用できる経営資源(人・モノ・カネ・情報)には 相当の制約が生じます。自社に被害がない前提で実施を考えていた業務の全てを行うこと はできません。一方で、建設業は復旧活動の中心的な役割を担う業界であり、災害直後か らの迅速な活動が期待されています。発注者や取引先、所在地域周辺から災害時にどのよ うな期待をされているか想定し、また、経営的な視点も踏まえて、優先的に取り組むべき 重要業務の選定を行うことが必要です。

②災害時の重要業務

まず、1.「施工中現場の被害状況確認・二次災害防止」は、建設企業の責務として必要であり、本格的な災害出動の前に行うべきです。また、並行して自社が行政と連携して何かの災害対応を行うならば、2.「関係する国、県、市区町村に対しての連絡と調整」は早期に行わなければならない業務です。さらに、建設企業にとって、インフラ復旧、倒壊建物の除去、避難所整備工事等の工事は、社会的に要請が高い業務であり、特に、行政との協定等があれば対応が不可欠となります。そこで、3.「災害協定業務その他の応急・復間業務の着手」や地元公共発注者からの要請工事は優先性が高いと考えられます。以上の3つについては必須の重要業務となっていますので、記載する必要があります。

これに、周辺地域からの救助要請への対応などが加わることもあるでしょう。

一方、皆様の会社の経営的な観点や施工責任の観点からは、重要顧客の支援などが入るでしょう。この業務は認定の対象外ですから、提出書類には項目のみ記載する程度で構いませんが、会社全体の事業継続にために必ず考えましょう。自社が過去に施工した物件など、重要顧客の建物等についてできるだけ早く安全確認を行うことなどが具体的には考えられます。

③重要業務を選ぶ方法

重要業務の選定は、②で説明したような業務を含めて業を出し、それらを比較検討して 行います。自社の利益、売上げ、資金繰りなど経営への影響に加え、災害協定先、公共発 注者、施主、取引先等の評価の度合(迷惑をかける度合を含む)、社会的影響・批判の程度 ガイドライン (改定版)

- 2. 目視による建物の大きなひび、傾き、構造に影響がありそうな破損の有無もチェックします。
- 耐震性診断・工事の予定・検討状況は実施時期を「令和○年○月予定」など具体的に記載してください。
- 4. 昭和 56 年 6 月以前の建物の耐震対策が未実施の場合は、早急に対策を実施して ください。昭和 56 年 6 月以前の建物で、実施の予定がない場合は、その理由を 記載してください。
- (注)昭和56年(1981年)6月以前の建物(旧耐震基準により設計された建物)は態度 5強を超える地震に耐えられることが確認されていません。

(2) 重要業務の選定:簡易手法による重要業務の選定

①限りある資源の配分

皆様の会社の地域が被災した場合、使用できる経営資源(人・モノ・カネ・情報)には 相当の制約が生じます。自社に被害がない前提で実施を考えていた業務の全てを行うこと はできません。一方で、建設業は復旧活動の中心的な役割を担う業界であり、災害直後か らの迅速な活動が期待されています。発注者や取引先、所在地域周辺から災害時にどのよ うな期待をされているか想定し、また、経営的な観点も踏まえて、優先的に取り組むべき 重要業務の過定を行うことが必要です。

②災害時の重要業務

まず、1.「施工中現場の被害状況確認・二次災害防止」は、建設企業の責務として必要であり、本格的な災害出動の前に行うべきです。また、並行して自社が行政と連携して何かの災害対応を行うならば、2.「関係する国、県、市区町村に対しての連絡と調整」は早期に行わなければならない業務です。さらに、建設企業にとって、インフラ復旧、倒壊建物の除去、避難所整備工事等の工事は、社会的に要請が高い業務であり、特に、行政との協定等があれば対応が不可欠となります。そこで、3.「災害協定業務その他の応急・復田業務の着手」や地元公共発注者からの要請工事は優先性が高いと考えられます。以上の3つについては必須の重要業務となっていますので、記載する必要があります。

これに、周辺地域からの牧助要請への対応などが加わることもあるでしょう。

一方、皆様の会社の経営的な観点や施工責任の観点からは、重要顧客の支援などが入る でしょう。この業務は認定の対象外ですから、提出書類には項目のみ記載する程度で構い ませんが、会社全体の事業継続にために必ず考えましょう。自社が過去に施工した物件な ど、重要顧客の建物等についてできるだけ早く安全確認を行うことなどが具体的には考え られます。

③重要業務を選ぶ方法

重要業務の選定は、②で説明したような業務を含めて案を出し、それらを比較検討して 行います。自社の利益、売上げ、資金繰りなど経営への影響に加え、災害協定先、公共発 注者、施主、取引先等の評価の度合(迷惑をかける度合を含む)、社会的影響・批判の程度

などの要因を、段階分けして比較します (例えば5段階、最低3段階)。そして、これら要因ごとの重みも認識しつつ、影響を総合判断して順位をつけ還定します。その際、後述の業務だとの目標時間の差も考慮して、実施「電佐重要業務の量に絞り込みます。業務の種類での選別はもちろん、現場ごと、取引先ごとで選別することになるでしょう。(そこで、結果の詳細は全体としては自社の秘密事項となります。)

表 3-5 重要業務の候補の影響度比較表 (様式例)

判断	利益	売上へ	資金	協定先、発	社会的	0	重要度の総
要因	への	の影響	繰り	注者、取引	影響·	0	合判断の順
重要業務名	影響			先との関係	批判		位
1. 施工中現場の被害状							1
況確認・二次災害防止							
2. 関係する行政機関に							1
対しての連絡調整							
3. 災害協定業務の着手							1
(その他)							
工事の継続							
近隣の救助活動							

(注) 記載欄の明示は記入例である。

(3) 目標時間の把握: 簡易手法による目標時間の把握

①重要業務ごとの目標時間の簡易な把握

前述で選定した重要業務については、緊急対応・事業継続の手順としては就業時間内と 就業時間外(夜間・休日)とで大きく状況が異なってくるため、それぞれに作成した方が よいのが適常です。特に就業時間外(夜間・休日)については、人が集まりにくい夜間の 旋寝時間に地震が発生することを想定しておくべきでしょう。非常参集メンバーの参集時 間には、停電の中で着替えや装備品などを準備する時間を考慮します。また、災害対策本 部や現場などへ向かう途上の道路も被害を受けており、停電した間夜をガラス片、電線そ の他の落下物や倒壊した建物などをよけながら進むため、通常より時間が多くかかります。 このため、自宅から参集場所までの移動については徒歩(可能であれば自転車)を原則と し、移動速度を平常時より遅い2 km/ 程度(自転車は5 km/ 程度)と考えてください。

これらの条件下において、整備局としては、就業時間外(夜間・休日)での重要業務の 対応の目標時間(十分達成可能な「目標」と解釈すること)は以下が目安と考えています。 就業時間内では、これより短時間で対応が可能なら、それを目標時間とします。

- 1. 「施工中現場の被害状況確認・二次災害防止」 12時間以内
- 2. 「関係する国、県、市区町村に対しての連絡と調整」 6 時間以内
- 3. 「災害協定業務その他の応急・復旧業務の着手」 2 4 時間以内

ガイドライン(改定版)

などの要因を、段階分けして比較します (例えば5段階、兼低3段階)。そして、これら要 因ごとの重みも認識しつつ、影響を総合判断して順位をつけ遠定します。その際、後述の 業務ごとの目標時間の差も考慮して、実施「電佐な重要業務の量に絞り込みます。業務の種 類での適別はもちろん、現場ごと、取引先ごとで適別することになるでしょう。(そこで、 結果の詳細は全体としては自社の秘密事項となります。)

表 3-5 重要業務の候補の影響度比較表 (様式例)

判断	利益	売上へ	資金	協定先、発	社会的	0	重要度の総
要因	への	の影響	繰り	注者、取引	影響·	0	合判断の順
重要業務名	影響			先との関係	批判		依
1. 施工中現場の被害状							1
況確認・二次災害防止							
2. 関係する行政機関に							1
対しての連絡調整							
3. 災害協定業務の着手							1
(その他)							
工事の継続							
近隣の救助活動							

(注) 記載欄の明示は記入例である。

(3) 目標時間の把握: 簡易手法による目標時間の把握

①重要業務ごとの目標時間の簡易な把握

前述で選定した重要業務については、緊急対応・事業継続の手順としては就業時間内と 旅業時間外(夜間・休日)とで大きく状況が異なってくるため、それぞれに作成した方が 北いのが通常です。特に就業時間外(夜間・休日)については、人が集まりにくい夜間の 旋時間に地震が発生することを想定しておくべきでしょう。非常参集メンバーの参集時 間には、停電の中で着替えや装備品などを準備する時間を考慮します。また、災害対策本 部や現場などへ向かう途上の道路も被害を受けており、停電した間夜をガラス片、電線そ の他の落下物や倒壊した建物などをよけながら進むため、通常より時間が多くかかります。 このため、自宅から参集場所までの移動については徒歩(可能であれば自転車)を原則と し、移動速度を平常時より遅い2 km/ 和程度(自転車は5 km/ 和程度)と考えてください。

これらの条件下において、整備局としては、就業時間外(夜間・休日)での重要業務の 対応の目標時間(十分達成可能な「目標」と解釈すること)は以下が目安と考えています。 就業時間内では、これより短時間で対応が可能なら、それを目標時間とします。

- 1. 「施工中現場の被害状況確認・二次災害防止」 12時間以内
- 2. 「関係する国、県、市区町村に対しての連絡と調整」 6 時間以内
- 3. 「災害協定業務その他の応急・復旧業務の着手」 2 4 時間以内

14

この目標時間の目安より皆様の会社が現段階で可能な対応時間が長い場合には、対策を 実施して時間の短縮に努力する必要があります。ただし、実施できる対策には費用や手間 の面で限度がありますので、すぐ確実に実施できる対策の効果を踏まえ、目標時間を経営 判断として定めます。この目標時間は、被災した状況の中で本当に達成できるかどうか、 認定審査でも重要な確認事項となります。このため、1.~3.の重要業務について目標時間 において参集・稼働できる人員で実施できると見積もった根拠を簡潔で結構ですので添付 してください。

なお、上記 1. から 3. 以外の重要業務についても同様に目標時間を設定しますが、認定対 象ではありません。しかし、皆様の会社の重要業務と目標時間の全体をみて、災害等の発 生時にそのとおり実施できるか疑問な場合(例えば、短い目標時間で実施する業務が多す ぎる場合)には、詳細説明や再検討を求めることがあります。

表 3-6 重要業務の目標時間の検討表 (就業時間内/就業時間外 (夜間・休日)) (様式例)

主女未伤07口惊时间07	190 11 12 (机米时间四人机米	时间分 (我间 杯口// (18 24 01 /
判断要因	重要度	現段階で可能	今後実施する対策に	目標時間(経営判断
		な対応時間	よる時間の短縮見込	による)
重要業務名			みと根拠	
1. 施工中現場の被害状	1	就業時間内:	就業時間内:	就業時間内:10時間
況確認・二次災害防止		夜間・休日:	夜間・休日:	夜間・休日:12時間
			根拠:○○のため	
			●時間短縮可能	
2. 関係する行政機関に	1			就業時間内:4時間
対しての連絡調整				夜間・休日:6時間
3. 災害協定業務の着手	1			就業時間内:20時間
				夜間・休日:24 時間
(その他)				
工事の継続				
近隣の救助活動				
(注) 記載欄の明示け	10 7 (a) 75	t. Z		

(注) 記載欄の明示は記入例である。

ガイドライン(改定版)

この目標時間の目安より皆様の会社が現段階で可能な対応時間が長い場合には、対策を 実施して時間の短縮に努力する必要があります。ただし、実施できる対策には費用や手間 の面で限度がありますので、すぐ確実に実施できる対策の効果を踏まえ、目標時間を経営 判断として定めます。この目標時間は、被災した状況の中で本当に達成できるかどうか、 認定審査でも重要な確認事項となります。このため、1.~3.の重要業務について目標時間 において参集・稼働できる人員で実施できると見積もった根拠を簡潔で結構ですので添付 してください。

なお、上記 1. から 3. 以外の重要業務についても同様に目標時間を設定しますが、認定対 象ではありません。しかし、皆様の会社の重要業務と目標時間の全体をみて、災害等の発 生時にそのとおり実施できるか疑問な場合(例えば、短い目標時間で実施する業務が多す ぎる場合)には、詳細説明や再検討を求めることがあります。

表 3-6 重要業務の目標時間の検討表 (就業時間内/就業時間外 (夜間・休日)) (様式例)

	124 117 244 1	mane a leaf 1 1		
判断要因	重要度	現段階で可能	今後実施する対策に	目標時間(経営判断
		な対応時間	よる時間の短縮見込	による)
重要業務名			みと根拠	
1. 施工中現場の被害状	1	就業時間内:	就業時間内:	就業時間内:10時間
況確認・二次災害防止		夜間・休日:	夜間・休日:	夜間・休日:12時間
			根拠:○○のため	
			●時間短縮可能	
2. 関係する行政機関に	1			就業時間内:4時間
対しての連絡調整				夜間・休日:6時間
3. 災害協定業務の着手	1			就業時間内:20時間
				夜間・休日:24 時間
(その他)				
工事の継続				
近隣の救助活動				

(注) 記載欄の明示は記入例である。

備考欄

②目標時間の根拠

目標時間を定めるためには対応拠点や代替対応(連絡)拠点に、発災から何時間以内に 誰が象集出来るか把握することが重要です。参集出来る人数によって目標時間が大幅に変 わるため、1時間、3時間、6時間、12時間、1日、...など、ある程度の区切りごとに参集 人員を見積ってください。

表 3-7 対応拠点/代替対応 (連絡) 拠点に参集する時間と人員 (様式例)

No.	氏。	ų.	役職	役割	自宅から	対応拠点	自宅から作	代替対応拠	参集先	
NO.	10.5	111	仅又相联	TX ii'l	までの距	離と時間	点までの路	巨離と時間	● 采元	
1	00	00	社長	災害対策本部長	○km	○時間	○km	○時間	対応拠点	
2	00	00	専務	災害対策副本部長	○km	○分	○km	○分	対応拠点	
3	00	00	00	○○班長	○km	○分	○km	○分	対応拠点	
			課長							
4	00	00	00	○○班長代理	○km	〇分	○km	○分	対応拠点	
			係長							
5	00	00	00	〇〇班	○km	〇分	Okm	〇分	対応拠点	
6	00	00	00	〇〇班	○km	〇分	○km	〇分	代替対応拠点	

(注) 記載欄の明示は記入例である。

説明:施工中現場への到達時間については表3-27を参照としてください。

以上のように目標時間を定めたら、目標時間を達成するための全体手順(様式 3-8 参照) を検討します。これには、安否確認をはじめとして、後述するそのほかの災害対応等も反 映するようにしてください。全体手順の初期股階では、まずは社員や米客の安全確保、次 に、社員の家族の安否確認など人命を優先するようにしてください。なお、表 3-8 全体手 順初期は重要業務の目標時間を達成するための手順であるため、表 3-6 で示した重要業務 の目標時間と整合するように手順を検討してください。また、表 3-8 全体手順初期は、就 業時間内及び鉱業時間外それぞれについて作成してください。

コラム:重要業務の目標時間の	設定及び災害協定	定業務の	の着手までの手	順の検言	
就業時間内では工事現場や会	会社内、就業時間	外でに	は、自宅や外出	先にい	るなど災害協
定業務の着手までの状況が大	大きく異なるため	り、それ	ぞれの状況に	応じた	目標時間の設
定及び手順の検討をしておく	く必要があります	r. I	con the late and the The	and the same	
			災害協定業務		
目標時間の設定					~18)
就業時間內 就業時間外	就業時間内/外	就	業時間内	就	業時間外
观案时间的	での対応手順の	時間	手順	時間	手順
工事現場自宅		直後	安否確認	直後	安否確認
± 4 % %	検討が必要	~4h	施工中現場の	~6h	施工中現場の
A +1 +	1		被害状況確認		被害状況確認
会社内		10h	関係機関との連絡細整	12h	関係機関との連絡細整
		~	災害協定業務	~	災害協定業務
〔移動中 〕 □ 〔移動中 〕		20h	の着手	24h	の着手
	7				
就業時間内/外では	1		就業時間	内/外0	0
状況が大きく異なる	16		それぞれ		

ガイドライン(改定版)

②目標時間の根拠

目標時間を定めるためには対応拠点や代替対応(連絡)拠点に、発災から何時間以内に 誰が参集出来るか把握することが重要です。参集出来る人数によって目標時間が大幅に変 わるため、1時間、3時間、6時間、12時間、1日、...など、ある程度の区切りごとに参集 人員を見積ってください。

時点更新の確認 表 3-7 対応拠点/代替対応(連絡)拠点に参集する時間と人員(様式例)

No	No. 氏名 役職		役割	自宅から	対応拠点	自宅からん	弋替対応拠	参集先
110.			IX III	までの距	までの距離と時間 点までの距離と時間		マボル	
1	00 00	社長	災害対策本部長	○km	○時間	○km	○時間	対応拠点
2	00 00	専務	災害対策副本部長	○km	○分	○km	○分	対応拠点
3	00 00	00	○○班長	○km	〇分	○km	○分	対応拠点
		課長						
4	00 00	00	○○班長代理	○km	○分	○km	○分	対応拠点
		係長						
5	00 00	00	〇〇班	○km	〇分	Okm	〇分	対応拠点
6	00 00	00	〇〇班	○km	〇分	○km	〇分	代替対応拠点

(注) 記載欄の明示は記入例である。

説明:施工中現場への到達時間については表 3-27 を参照としてください。

以上のように目標時間を定めたら、目標時間を達成するための全体手順(表 3-8 参照) を検討します。これには、安否確認をはじめとして、後述するそのほかの災害者応等も反 映するようにしてください。全体手順の初期段階では、まずは社員や来客の安全確保、次 に、社員の家族の安否確認など人命を優先するようにしてください。なお、表 3-8 全体手 順初期は重要業務の目標時間を達成するための手順であるため、表 3-6 で示した重要業務 の目標時間と整合するように手順を検討してください。また、表 3-8 全体手順初期は、就 業時間内及び鉱業時間外それぞれについて作成してください。

就業時間内では工 定業務の着手までの	標時間の設定及び災害協な 事現場や会社内、就業時間 の状況が大きく異なるため をしておく必要があります。	引外でに か、 <mark>それ</mark>	は、自宅や外出	先にい 応じた	るなど災害協目標時間の設
工事現場 自 会社内 外	時間外 就業時間内/外 での対応手順の 検討が必要 出先 動中	<u>就</u> 時間 直後 ~4h ~ 10h ~ 20h	手順と目標時 業時間内 手順 安否確認 施工中現場認 関係機関整 災害協定業務 の意手・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	就 時間 直後 ~6h ~ 12h ~ 24h ···	業時間外 手順 安否確認 施工中現確認 関係機関をの 連絡調定 災害協定業務 の着・・・

備考欄

表 3-8 全体手順初期: 就業時間外(夜間・休日)の場合

	表 3-8 全体手順初期:就業時間外(夜間・休日)の場合	
時間	対 応 手 順	備考
直後	自己及び家族の安全の確認	社長
	・自己及び家族の安全の確認。必要な場合に、救出、初期消火など。	
	・自宅の火災発生などの二次災害の防止。	
	・避難の必要があれば、避難所等に向かう。	
直後~	社員の安否及び参集可能性の確認	専務
〇時間	・安否確認要領に従い、全社員の安否確認と参集予定者に対する参集可能性の	
	確認を行う。	
	・連絡がない職員には安否確認担当者が連絡を行う。	
	・安否確認の責任者は、災害対策本部長などに結果を報告する。途中経過でよい。	
直後~	緊急参集	00
〇時間	・災害対策本部が設置される災害が発生したら、災害対策本部のメンバー及び現	課長
○ 143. [H]	場担当者は各々の参集箇所へ自動参集する(代替対応拠点への参集を含む)	課式
	・それ以外の社員は、安否確認の連絡をし、家族や家屋などが無事で参集できる	
	者については、決められた対応拠点(代替対応拠点を含む)へ参集する。	
	・早期に参集したメンバーは、会社幹部の所在・安否を優先的に把握する。	
0~6	対応拠点(代替対応拠点を含む)の被害状況の調査、二次災害の防止	00
_	・参集者は、社屋に入るのに危険がなければ社屋、設備の被害状況を確認し、取	
時間	りまとめる。	係長
	ガス、電線、倒れそうな危険物等に対して応急対処。ただし、無理をしない。	
	・隣接地域での救出・消火などの支援が必要であれば、可能な限り役割分担の上	
	対応。	
	・社屋倒壊の危険、火災発生可能性当を判断(危険なら退去)	
	・重要設備の使用可能性を判断。使用又は早期復旧が無理なら、代替拠点の活用	
	を検討。	
	・被害状況は時間経過で変わるため、継続的に監視。	
	必要があれば、建物や設備の点検や補修の技術者の来訪を要請(すぐには来な	
	い可能性)	
4~6	災害対策本部立上げ・関係する行政機関に対しての連絡調整	00
-	・災害対策本部を**会議室に立ち上げる。	00
時間	・6時間以内に、関係する行政機関に**部長(代理**課長)が自社の概況と協	
	定等の業務への対応可能性を連絡、今後の連絡手段等を確認。	
	・重要関係先 (施工中現場の施主も含む) にも当方の概況を連絡し、先方の情報	
	を入手する。	
	・先方に連絡がつかない場合、直接出向くことも検討する。	
	・緊急参集メンバー以外の社員に、必要な参集等の指示を連絡する。	
1 2 時	施工中現場の被害状況の確認・二次災害の防止	00
-	・二次災害の発生可能性を調査し、必要な防止措置に着手。	00
間以内	・危険があれば、周辺地域や関係組織に至急通報。	
	・半日以降も、以後必要な防止措置が終了するまで対応を継続。	
2 4 時	災害協定業務の着手	
	・重要業務(上述の関係する行政機関への連絡、二次災害の防止等を除く)につ	
間以内	いて、着手や実施の可能時間の積もりを開始。	
	・この見積もりに必要な情報を関係先から積極的に収集。	
	・救援や復旧工事の発注者等からの要請を受け、随時連絡調整。	
	・優先度の高い重要業務から、体制が整い次第着手する。1日以内には必ず災害	
	・ 変元及の高い重要未務から、体制が整い次第有子する。1日以内には必ず炎者 協定業務に着手する。	
	■ 歴史表務に有手する。・なお、想定していなかった地域での救出支援要請等があれば、合わせて対応を	
	・なお、忽たしていなかつた地域での秋田文後安請寺かめれば、合わせて対応を 検討。	
	【天育"。	

(注) 記載欄の明示は記入例である。

説明:就業時間内、就業時間外(夜間・休日)それぞれについて作成してください。

17

ガイドライン (改定版)

時間	対 応 手 順	備老
	自己及び家族の安全の確認	
直後	・自己及び家族の安全の確認。必要な場合に、救出、初期消火など。	社長
	・自宅の火災発生などの二次災害の防止。	
	・避難の必要があれば、避難所等に向かう。	
直後~	社員の安否及び参集可能性の確認	専務
○時間	・安否確認要領に従い、全社員の安否確認と参集予定者に対する参集可能性の	
	確認を行う。	
	・連絡がない職員には安否確認担当者が連絡を行う。	
	・安否確認の責任者は、災害対策本部長などに結果を報告する。途中経過でよい。	
直後~	緊急参集	00
○時間	・災害対策本部が設置される災害が発生したら、災害対策本部のメンバー及び現	課長
Ondilid	場担当者は各々の参集箇所へ自動参集する(代替対応拠点への参集を含む)	HA JC
	・それ以外の社員は、安否確認の連絡をし、家族や家屋などが無事で参集できる	
	者については、決められた対応拠点(代替対応拠点を含む)へ参集する。	
	・早期に参集したメンバーは、会社幹部の所在・安否を優先的に把握する。	
○~6	対応拠点(代替対応拠点を含む)の被害状況の調査、二次災害の防止	00
時間	・参集者は、社屋に入るのに危険がなければ社屋、設備の被害状況を確認し、取	係長
ed led	りまとめる。	I IV JC
	・ガス、電線、倒れそうな危険物等に対して応急対処。ただし、無理をしない。	
	・隣接地域での救出・消火などの支援が必要であれば、可能な限り役割分担の上	
	対応。	
	・社屋倒壊の危険、火災発生可能性当を判断(危険なら退去)	
	・重要設備の使用可能性を判断。使用又は早期復旧が無理なら、代替拠点の活用	
	を検討。	
	・被害状況は時間経過で変わるため、継続的に監視。	
	・必要があれば、建物や設備の点検や補修の技術者の来訪を要請(すぐには来な	
	い可能性)	
$4 \sim 6$	災害対策本部立上げ・関係する行政機関に対しての連絡調整	00
時間	・災害対策本部を**会議室に立ち上げる。	
sed liti	・6時間以内に、関係する行政機関に**部長(代理**課長)が自社の概況と協	
	定等の業務への対応可能性を連絡、今後の連絡手段等を確認。	
	・重要関係先(施工中現場の施主も含む)にも当方の概況を連絡し、先方の情報	
	を入手する。	
	・先方に連絡がつかない場合、直接出向くことも検討する。	
	・緊急参集メンバー以外の社員に、必要な参集等の指示を連絡する。	
12時	施工中現場の被害状況の確認・二次災害の防止	00
間以内	二次災害の発生可能性を調査し、必要な防止措置に着手。	
间以四	・危険があれば、周辺地域や関係組織に至急通報。	
	・半日以降も、以後必要な防止措置が終了するまで対応を継続。	
2 4 時	災害協定業務の着手	
間以內	・重要業務(上述の関係する行政機関への連絡、二次災害の防止等を除く)につ	
间以四	いて、着手や実施の可能時間の積もりを開始。	
	・この見積もりに必要な情報を関係先から積極的に収集。	
	教援や復旧工事の発注者等からの要請を受け、随時連絡調整。	
	・優先度の高い重要業務から、体制が整い次第着手する。1日以内には必ず災害	
	協定業務に着手する。	
	・なお、想定していなかった地域での救出支援要請等があれば、合わせて対応を	
	検討。	1

| 検討。 (注)記載欄の明示は記入例である。

説明:就業時間内、就業時間外(夜間・休日)それぞれについて作成してください。

備考欄



コラム:よくある不適合事例(重要業務の目標時間と災害協定業務着手までの手順と目標時間)

表 3-8 では、表 3-6 において各社で設定した重要業務の目標時間を達成するための手 順を整理します。各重要業務の目標時間と手順・時間が不整合であると、誤った指示 をしてしまうなど指揮命令系統に混乱が生じてしまい、各重要業務を時間内に達成す ることが困難になります。

そのため、表 3-6と表 3-8の目標時間の整合を図り、各重要業務を確実に時間内に着 手できるようにしましょう。

表 3-6 重要業務の目標時間の検討表(再掲)

判断要因重要業務名	重要度	現段階で可能 な対応時間	今後実施する対策に よる時間の短縮見込 みと根拠	目標時間(経営判断 による)
1. 施工中現場の被害状 況確認・二次災害防止	1	就業時間内: 夜間・休日:	就業時間内: 夜間・休日: 根拠:○○のため ●時間短縮可能	就業時間内:10時間 夜間・休日:12時間
2. 関係する行政機関に 対しての連絡調整 3. 災害協定業務の着手	1		2	就業時間内:4時間 夜間・休日:6時間 就業時間内:20時間
(その他) 工事の継続			100	夜間・休日:24時間
近隣の救助活動			各重要業務の目	標時間の
			整合を図ってく	ださい

		表 3-8 全体手順初期:就業時間外(夜間・休日)の場合(再	
	時間	対応手順	備考
	直後	自己及び家族の安全の確認 ・自己及び家族の安全の確認。必要な場合に、救出、初期消火など。 ・自宅の火災発生などの二次災害の防止。 ************************************	社長
(2	4~6時間	災害対策本部立上げ、関係すって政機関に対しての連絡調整 ・災害資源本部を**を会議電に立ち上げる。 ・6時間以外に、関係する行政機関に**半部長(代理**連長)が自社の概況と協 定等の返納への対応可能性を連絡、今後の連絡・行政等を確認。 ・重要関係と、低工中規制の生も含む、にも当りの観況を確認し、先力の情報 を入下する。 ・大力に連絡がつかない場合、直接出向くことも検討する。	00

- 緊急参集メンバー以外の社員に、必要な参集等の指示を連絡する 1 2 時 施工中現場の被害状況の確認・二次災害の防止 間以内 - 元災害の発生可能性を剥逐し、必要な防止措置に着手。 - 元験があれば、周辺地域や関係組織に至急通視。 半日以降も、以後必要な防止措置が終了するまで対応を継続 | 災害協定業務の着手 | ・重要業務(上述の関係する行政機関への連絡、二次災害の防止等を除く)につ

いて、着手や実施の可能時間の積もりを開始。 ・この見積もりに必要な情報を関係先から積極的に収集。

教援や復旧工事の発注者等からの要請を受け、随時連絡調整。

・優先度の高い重要業務から、体制が整い次第着手する。1日以内には必ず災害 協定業務に着手する。 ・なお、想定していなかった地域での救出支援要請等があれば、合わせて対応を

ガイドライン (改定版)

コラム:よくある不適合事例(重要業務の目標時間と災害協定業務着手までの手順と目標時間)

表 3-8 では、表 3-6 において各社で設定した重要業務の目標時間を達成するための手 順を整理します。各重要業務の目標時間と手順・時間が不整合であると、誤った指示 をしてしまうなど指揮命令系統に混乱が生じてしまい、各重要業務を時間内に達成す ることが困難になります。

そのため、表 3-6 と表 3-8 の目標時間の整合を図り、各重要業務を確実に時間内に着 手できるようにしましょう。

表 3-6 重要業務の目標時間の検討表(再掲)



表 3-8 全体手順初期:就業時間外(夜間・休日)の場合(再掲)

時間	対応手順	備考
直後	自己及び家族の安全の確認	社長
	自己及び家族の安全の確認。必要な場合に、救出、初期消火など。	
	・自宅の火災発生などの二次災害の防止。	
	デンキれば、避難所等に向から ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
$4 \sim 6$	災害対策本部立上げ・関係する行政機関に対しての連絡調整	00
時間	・災害対策本部を**会議室に立ち上げる。	
	6時間以内に、関係する行政機関に**部長(代理**課長)が自社の概況と協	
	定等の業務への対応可能性を連絡、今後の連絡手段等を確認。	
	・重要関係先(施工中現場の施主も含む)にも当方の概況を連絡し、先方の情報	
	を入手する。	
	・先方に連絡がつかない場合、直接出向くことも検討する。	
12時	・緊急参集メンバー以外の社員に、必要な参集等の指示を連絡する。・ 放正中現場の被害状況の確認・二次災害の防止	
12時間以内	一次災害の発生可能性を調査し、必要な防止措置に着手。	00
INJENT 1	・危険があれば、周辺地域や関係組織に至急通報。	
l	・半日以降も、以後必要な防止措置が終了するまで対応を継続。	
2 4 時		
間以内	・重要業務(上述の関係する行政機関への連絡、二次災害の防止等を除く)につ	
	いて、着手や実施の可能時間の積もりを開始。	
l .	・この見積もりに必要な情報を関係先から積極的に収集。	
l .	教授や復旧工事の発注者等からの要請を受け、随時連絡調整。	
1	・優先度の高い重要業務から、体制が整い次第着手する。1日以内には必ず災害	
1	協定業務に着手する。	
1	・なお、想定していなかった地域での救出支援要請等があれば、合わせて対応を	
	検討。	

18

備考欄

18

3-3 災害時の対応体制

(1) 対応の発動基準

①発動基準の明確化

一定災害以上の大災害 (例えば、南海トラフ巨大地震または震度 6 強以上の地震等) が 発生したら、上司などの指示を待たずに、社員各自が本来の対応拠点や担当現場に自動的 に参集を始めるなどの行動がとれるよう、緊急の初動対応の発動基準も明確に決めて、全 社員に周知しておきます。災害発生後に上司の参集などの発動指示を連絡するやり方では、 電話や携帯電話がかかりにくいなどにより上手く指示が伝わらない社員が出ることや、指 示すべき上司が連絡できない状況に陥ることが懸念されます。

発動基準については、本社などの通常の対応拠点の概要と同じ様式である、表 3-18 の対 応体制・対応拠点の概要の様式に記載するように簡単に示しました。表 3-16 対応体制・指 揮命令系統図にもポイントを記載するようにしています。必要に応じ、別紙(様式任意)に 詳しく定めておくことも検討してください。

(2) 社員及び家族の安否確認方法

災害の発生後、できるだけ速やかに社員(役員および従業員、臨時職員等も含む)の安 否を確認することが必要です。会社の人道的な措置としても当然ですが、誰が動けるのか を把握することは事業継続のための第一歩です。

①安否確認で確認すべきこと

災害時に社員に必要な連絡をする手段として電話や携帯電話を使った緊急連絡網を備 えることは重要です。しかし、災害の被害が大きい場合、安否確認がこのような緊急連絡 網では有効に行えない懸念があります。したがって、担当者が直接的に社員の安否を確認 する方法、電話以外の通信手段を使用する方法、あるいは安否確認システムを導入して利 用する方法などを決めておく必要があります。

- 安否確認は、社員本人はもちろん、家族の安否も確認することが重要です。家族が ケガをすれば、本人が業務に復帰しにくくなります。また、自宅で当面居住できる のか、避難所に入るのかも(未定かもしれませんが)把握が必要でしょう。
- 2. 夜間・休日の災害発生は、誰がいつ出勤できるかの把握がポイントとなります。
- 3. 勤務時間中の災害発生は、外出中の社員のほか、社員の家族の安否確認がポイント になります。大都市では帰宅困難が生じますが、家族の安否がわからなければ社員 の帰宅要請を出めるのが難しくなりますが、無事が分かれば、危険を避けて帰宅を 特たせる指示が出しやすくなります。

ガイドライン (改定版)

3-3 災害時の対応体制

(1) 対応の発動基準

①発動基準の明確化

一定規模以上の大災害 (例えば、南海トラフ巨大地震または震度 6 強以上の地震等) が 発生したら、上司などの指示を待たずに、社員各自が本来の対応拠点や担当現場に自動的 に参集を始めるなどの行動がとれるよう、緊急の初動対応の発動基準も明確に決めて、全 社員に関知しておきます。災害発生後に上司の参集などの発動指示を連絡するやり方では、 電話や携帯電話がかかりにくいなどにより上手く指示が伝わらない社員が出ることや、指 示すべき上司が連絡できない状況に陥ることが懸念されます。

発動基準については、本社などの通常の対応拠点の概要と同じ様式である、表 3-18 の対 応体制・対応拠点の概要の様式に記載するように簡単に示しました。表 3-16 対応体制・指 海命令系統図にもポイントを記載するようにしています。必要に応じ、別紙(様式任意)に 詳しく定めておくことも検討してください。

(2) 社員及び家族の安否確認方法

災害の発生後、できるだけ速やかに社員(役員および従業員、臨時職員等も含む)の安 否を確認することが必要です。会社の人道的な措置としても当然ですが、誰が動けるのか を把握することは事業継続のための第一歩です。

①安否確認で確認すべきこと

災害時に社員に必要な連絡をする手段として電話や携帯電話を使った緊急連絡網を備 えることは重要です。しかし、災害の被害が大きい場合、安否確認がこのような緊急連絡 網では有効に行えない懸念があります。したがって、担当者が直接的に社員の安否を確認 する方法、電話以外の通信手段を使用する方法、あるいは安否確認システムを導入して利 用する方法などを決めておく必要があります。

- 安否確認は、社員本人はもちろん、家族の安否も確認することが重要です。家族が ケガをすれば、本人が業務に復帰しにくくなります。また、自宅で当面居住できる のか、避難所に入るのかも(未定かもしれませんが)把握が必要でしょう。
- 2. 夜間・休日の災害発生は、誰がいつ出勤できるかの把握がポイントとなります。
- 3. 勤務時間中の災害発生は、外出中の社員のほか、社員の家族の安否確認がポイント になります。大橋市では帰宅困難が生じますが、家族の安否がわからなければ社員 の帰宅要請を止めるのが難しくなりますが、無事が分かれば、危険を避けて帰宅を 特たせる指示が出しやすくなります。

②安否確認の留意事項

- 安否確認の対象は、役員、正社員のみならず、業務に不可欠な臨時職員や派遣社員も 含めることが必要です。
- 広城災害時には、自宅の電話や携帯電話の通話が相当かかりにくくなるので、携帯メールや自宅パソコンのメールも活用が必要です。
- 例えば「○○地域に震度○以上の地震が発生したら」など、安否確認を実施する発動 基準を明記すべきです。
- 4. 安否の取りまとめ部署は、被害を受けやすい場所は避けて設定し、取りまとめ部署の 連絡先が不通の場合に備えて代替の場所・連絡先も決めます。また、夜間・休日の場 合、安否確認担当者の安全・確実な出勤方法、あるいは自宅等からの安否確認作業の 環接を確保する必要があります。
- 5. 安全確認担当者が出勤できない、または安否確認ができない状況になった場合に備えて、安否確認担当者の代理者を決めておきます。合わせて、代理者が代行するルールを明確にする必要があります。

③安否確認の具体的方法例

安否確認の具体的な方法の例としては、以下のものがありますので、これを参考に皆様 の会社での方法を決めておきます。

1. 携帯メールの一斉発信

安否確認該当者の携帯電話にメールを一斉に発信し、返信により安否を確認する方 法です。あらかじめコンピュータ(あるいは携帯電話)にメールアドレスを登録してお きます。 対応拠点または安否担当者の自宅などでメールを送受信しますが、破損に備 え代替機の確保も不可欠です。

一斉配信に数の制限がある場合もあり、また、アドレスの誤り、携帯電話の設定で受信できないなどのトラブルもありますから、確認のためにも訓練が欠かせません。

また、誰が誰に連絡をするのか、どのような連絡体制になっているのか、を明確に するために、社内緊急連絡体制表を作成する必要があります。災害・事故発生時に使 えるよう、体制表は常に最新の状態にする必要があります。

2. 専用システムの導入

社員数が多い企業では、ホームページ上のサイトに安否確認を記入するシステム、 一斉メールの送受信により自動集計するシステムなど、専用システムを導入すること も考えられます。導入・開発には専門家に相談することになります。

3. 災害用伝言ダイヤルの活用 (家族間の安否確認)

社員とその家族間の安否確認は、災害用伝言ダイヤル(171)に安否を録音する 方法を推奨します。

なお、近隣の社員が連絡の取れない社員の自宅に行って安否を確認するなどの方法 も合わせて使うことになります。また、社員が自発的に安否担当者等にメールを送る だけの安否確認の方法は、緊急時に連絡を忘れたり先送りすることが懸念されますの で、少なくとも一定の時間内に連絡がなければ、担当者から連絡を催促する仕組みが 不可欠と考えられます。

20

ガイドライン (改定版)

②安否確認の留意事項

- 1. 安否確認の対象は、役員、正社員のみならず、業務に不可欠な臨時職員や派遣社員も 含めることが必要です。
- 広域災害時には、自宅の電話や携帯電話の通話が相当かかりにくくなるので、携帯メールや自宅パソコンのメールも活用が必要です。
- 例えば「○○地域に震度○以上の地震が発生したら」など、安否確認を実施する発動 基準を明記すべきです。
- 4. 安否の取りまとめ部署は、被害を受けやすい場所は避けて設定し、取りまとめ部署の 連絡先が不通の場合に備えて代替の場所・連絡先も決めます。また、夜間・休日の場 合、安否確認担当者の安全・確実な出勤方法、あるいは自宅等からの安否確認作業の 環境を確保する必要があります。
- 5. 安全確認担当者が出勤できない、または安否確認ができない状況になった場合に備えて、安否確認担当者の代理者を決めておきます。合わせて、代理者が代行するルールを明確にする必要があります。

③安否確認の具体的方法例

安否確認の具体的な方法の例としては、以下のものがありますので、これを参考に皆様 の会社での方法を決めておきます。

1. 携帯メールの一斉発信

安否確認該当名の携帯電話にメールを一斉に発信し、返信により安否を確認する方 法です。あらかじめコンピュータ(あるいは携帯電話)にメールアドレスを登録してお きます。対応拠点または安否担当者の自宅などでメールを送受信しますが、破損に備 え代替拠の確保も不可欠です。

一斉配信に数の制限がある場合もあり、また、アドレスの誤り、携帯電話の設定で受信できないなどのトラブルもありますから、確認のためにも訓練が欠かせません。また、誰が誰に連絡をするのか、どのような連絡体制になっているのか、を明確にするために、社内緊急連絡体制表を作成する必要があります。災害・事故発生時に使えるよう、体制表は常に最新の状態にする必要があります。

2. 専用システムの導入

社員数が多い企業では、ホームページ上のサイトに安否確認を記入するシステム、 一斉メールの送受信により自動集計するシステムなど、専用システムを導入すること も考えられます。導入・開発には専門家に相談することになります。

3. 災害用伝言ダイヤルの活用 (家族間の安否確認)

社員とその家族間の安否確認は、災害用伝言ダイヤル (171) に安否を録音する 方法を推奨します。

なお、近隣の社員が連絡の取れない社員の自宅に行って安否を確認するなどの方法 も合わせて使うことになります。また、社員が自発的に安否担当者等にメールを送る だけの安否確認の方法は、緊急時に連絡を忘れたり先送りすることが懸念されますの で、少なくとも一定の時間内に連絡がなければ、担当者から連絡を催促する仕組みが 不可欠と考えられます。

事 3_0 安不確認方法一監事 (样式例)

表 3-9 女告帷部万法一見表 (休式例)			
安否確認の発動条件	例:○○地域で震度○以上の地震		
安否確認の責任者	責任者: 代理者:		
安否確認の担当体制	担当者: 代理者:		
安否確認の実施場所	本社(○○部) 代替実施場所:○○		
安否確認項目	・社員及びその家族の安否		
	・現在地、参集可能かどうか (勤務時間外や現場等の場合)		
安否確認の方法・手順	注:必要な場合には、勤務時間内と勤務時間外(夜間・休日)の方法		
	を区別して記載 (方法・手順は具体的に記入すること)		
	注:勤務時間外(夜間・休日)の担当者から代理者への移行ルールを		
	記載(○時間以内に安否確認メールが届かなければ、自動的に代理		
	者が送信する、など)		
連絡が取れない場合の対応	例:近隣居住の社員に実地に確認してもらう		
死傷者が出た場合の社内情	注:社長、幹部、関連部局への連絡ルール等を記述		
報共有方策			

- (注)記載欄の明示は記入例である。
- 説明:1.地震の発動条件は、表3-3で示した被害想定の震度より安全側に設定してくだ さい。(震度6強の被害想定に対して、震度6強以下で安否確認の発動基準を設 定する、など)
 - 2. 表 3-3 で地震以外の災害による被害を想定している場合は、その地震以外の災 害についても発動基準を設定するようにしてください。
 - 3. 発動条件は、表 3-18 の対応拠点における初動対応の発動基準と整合を図るよ

表 3-10 緊急計內連絡休制一覧表 (様式例) 会和〇年〇日作成

	,	C O IO MANNITEIN	ENG PERIOD SESSE	(14 26 1937 13 14	0+0/11/10
氏名	社有貸与	社有貸与	個人携帯番	個人携帯アド	自宅の電子メ
	携带番号	携帯アドレス	号	レス	ールアドレス
0000	090-***-	***@docomo	090-***-	***@docomo	******
$\triangle\triangle\triangle\triangle$	090-***-	***@docomo	090-***-	***@ezweb	***@***

- (注) 記載欄の明示は記入例である。
- 説明:1.社員の支給携帯電話番号や携帯メールアドレスあるいは個人の携帯電話番号や 携帯メールアドレスを一覧として整理するものです。
 - 2. 東日本大震災の教訓も踏まえ、自宅電子メールアドレスもあれば有効です。
 - 3. 個人情報が伴いますので取り扱いには十分注意してください。
 - 4. 最新の体制表であることを示すために、作成日を記載してください。

ガイドライン (改定版)

表 3-9 安否確認方法一覧表 (様式例)

時点更新の確認

安否確認の発動条件	例:○○地域で震度○以上の地震		
安否確認の責任者	責任者: 代理者:		
安否確認の担当体制	担当者: 代理者:		
安否確認の実施場所	本社(○○部) 代替実施場所:○○		
安否確認項目	・社員及びその家族の安否		
	・現在地、参集可能かどうか (勤務時間外や現場等の場合)		
安否確認の方法・手順	注:必要な場合には、勤務時間内と勤務時間外(夜間・休日)の方法		
	を区別して記載 (方法・手順は具体的に記入すること)		
	注:勤務時間外(夜間・休日)の担当者から代理者への移行ルールを		
	記載(○時間以内に安否確認メールが届かなければ、自動的に代理		
	者が送信する、など)		
連絡が取れない場合の対応	例:近隣居住の社員に実地に確認してもらう		
死傷者が出た場合の社内情	注:社長、幹部、関連部局への連絡ルール等を記述		
報共有方策			

- (注) 記載欄の明示は記入例である。
- 説明:1.地震の発動条件は、表3-3で示した被害想定の震度より安全側に設定してくだ さい。(震度6強の被害想定に対して、震度6弱以下で安否確認の発動基準を設 定する、など)
 - 2. 表 3-3 で地震以外の災害による被害を想定している場合は、その地震以外の災 害についても発動基準を設定するようにしてください。
 - 3.発動条件は、表 3-18 の対応拠点における初動対応の発動基準と整合を図るよ

時点更新の確認 表 3-10 緊急社內連絡体制一覧表 (様式例) 令和〇年〇月作成

氏名	社有貸与 携帯番号	社有貸与 携帯アドレス	個人携帯番号	個人携帯アドレス	自宅の電子メ ールアドレス
0000	090-***-	***@docomo	090-***-	***@docomo	***@***
$\triangle \triangle \triangle \triangle$	090-***-	***@docomo	090-***-	***@ezweb	***@***

- (注) 記載欄の明示は記入例である。
- 説明:1.社員の支給携帯電話番号や携帯メールアドレスあるいは個人の携帯電話番号や 携帯メールアドレスを一覧として整理するものです。
 - 2. 東日本大震災の教訓も踏まえ、自宅電子メールアドレスもあれば有効です。
 - 3. 個人情報が伴いますので取り扱いには十分注意してください。
 - 4. 最新の体制表であることを示すために、作成日を記載してください。

備考欄

時点更新マークの追記

④周知と訓練

以上のような安否確認は、災害時に急に行ってもうまくいかない場合が多いものです。 貴社の安否確認の方法を社員にしっかりと周知するとともに、定期的に訓練を行い全ての 社員に習熟させましょう。

また、訓練の結果を踏まえて、具体的な実施方法を改善していくことが大切です。

表 3-11 (必須) 各社員への周知 (様式は任意)

- 説明:1. 安否確認方法について簡易にまとめた資料を作成し、社員に周知することが重要です。
 - 2. できれば、ポケットにはいるサイズで作成し常時携帯させるように指導することも有効です。

表 3-12 (重要) 安否確認の訓練計画及び結果評価

(様式は表 3-33 を参照とし、そちらでまとめる)

- 説明:1. 安否の把握率などを分析することにより、実施方法の是正に役立てることができます。
 - 2. 全体の訓練計画と合わせて作成すると良いでしょう。

⑤社員の安全確保

地震発生時の社員の避難方法、避難場所、点呼の方法などを定めておくことが必要です。 ただし、建物の倒壊の恐れがなく、火災の発生もない場合には、不用意に建物の外に出る と客下物に当たるなどかえって危険です。その場にとどまることができれば、周辺の人の 安全確認を開始し、事業継続に向けた対応を続けていきます。また、閉じ込められた人や 下敷きになった人を救出するためのバールなどの機材の備えも、事務所内にもある程度必 要です。

必要な社員が無事でなければ事業継続ができません。けが人や行方不明者が出れば、初動はその救援が優先し、事業継続の対処は必然的に後回しになります。

表 3-13

顧客、来客、社員(協力会社、派遣会社社員などを含む)の避難・誘導方法(様式例)

事業所名、建物名等	本社
避難誘導責任者	責任者:○○○○
同上(代理者)	代理者:○○ ○○
顧客、来客の誘導方法	来客については応接している社員が避難誘導をおこなう。
社員(協力企業、派遣社員	避難誘導訓練を受けている○○の指示に従う。
を含む) の避難方法	屋外避難の必要がないと判断される場合は○○会議室に誘導する。
避難経路	別図参照
避難先(集合場所)	本社敷地内駐車場
近隣の避難所	○○小学校(距離:○km、時間:○分)

22

ガイドライン (改定版)

④周知と訓練

以上のような安否確認は、災害時に急に行ってもうまくいかない場合が多いものです。 貴社の安否確認の方法を社員にしっかりと周知するとともに、定期的に訓練を行い全ての 社員に習熟させましょう。

また、訓練の結果を踏まえて、具体的な実施方法を改善していくことが大切です。

表 3-11 (必須) 各社員への周知 (様式は任意)

- 説明:1.安否確認方法について簡易にまとめた資料を作成し、社員に周知することが重要です。
 - 2. できれば、ポケットにはいるサイズで作成し常時携帯させるように指導することも有効です。

表 3-12 (重要) 安否確認の訓練計画及び結果評価

(様式は表 3-33 を参照とし、そちらでまとめる)

- 説明:1.安否の把握率などを分析することにより、実施方法の是正に役立てることができます。
 - 2. 全体の訓練計画と合わせて作成すると良いでしょう。

⑤計員の安全確保

地震発生時の社員の避難方法、避難場所、点呼の方法などを定めておくことが必要です。 ただし、建物の倒壊の恐れがなく、火災の発生もない場合には、不用意に建物の外に出る と落下物に当たるなどかえって危険です。その場にとどまることができれば、周辺の人の 安全確認を開始し、事業継続に向けた対応を続けていきます。また、閉じ込められた人や 下敷きになった人を救出するためのバールなどの機材の備えも、事務所内にもある程度必

必要な社員が無事でなければ事業継続ができません。けが人や行方不明者が出れば、初 動はその救援が優先し、事業継続の対処は必然的に後回しになります。

表 3-13

時点更新の確認

顧客、来客、社員(協力会社、派遣会社社員などを含む)の避難・誘導方法(様式例)

事業所名、建物名等	本社
避難誘導責任者	責任者:○○○○
同上(代理者)	代理者:○○ ○○
顧客、来客の誘導方法	来客については応接している社員が避難誘導をおこなう。
社員(協力企業、派遣社員	避難誘導訓練を受けている○○の指示に従う。
を含む)の避難方法	屋外避難の必要がないと判断される場合は○○会議室に誘導する。
避難経路	別図参照
避難先(集合場所)	本社敷地内駐車場
近隣の避難所	○○小学校(距離:○km、時間:○分)

22

備考欄

- (注) 記載欄の明示は記入例である。
- 説明: 1. 避難が必要な場合は集合場所において点呼を行うことで安否確認ができます。 2. 地震では、倒壊の危険がなく、火災も発生していない場合には、耐震性のある 建物に残っていた方が安全な場合が多いので留意してください。

表 3-14 避難・誘導の定期的な訓練計画

(様式は表 3-33 を参照とし、そちらでまとめる)

- 説明:1.毎年、計画を策定して文書化しておきます。なお、毎年実施する時期を決めてお くのも一案です。
 - 2. 時期、訓練の場所、訓練参加者などの概要を記載します。全体の訓練計画と合わせて作成すると良いでしょう。

コラム:避難情報に関するガイドライン

災害が発生・切迫した場合の避難場所等への避難 のタイミングは社員や来客者等の人衛に関わる重要 な事項です。 社局が地域住民の避難所に指定されて いる会社は、特に就業時間内/外を開わず、避難情報 には気をつけておく必要があります。

「避難情報に関するガイドライン 内閣府(防災 担当)」では、自然災害のうち人的被害が発生するよ うな洪水等、土砂災害、高潮及び津波に伴り避難を 対象にして、避難に対する基本姿勢を解説していま す。

避難情報のもつ趣旨を適切に理解して、災害から 身の安全を守る行動を身に付けましょう。



出典:新たな避難情報に関するポスター(内閣府)

ガイドライン (改定版)

- (注) 記載欄の明示は記入例である。
- 説明:1.避難が必要な場合は集合場所において点呼を行うことで安否確認ができます。
 - 2. 地震では、倒壊の危険がなく、火災も発生していない場合には、耐震性のある 建物に残っていた方が安全な場合が多いので留意してください。

表 3-14 避難・誘導の定期的な訓練計画

(様式は表 3-33 を参照とし、そちらでまとめる)

- 説明:1. 毎年、計画を策定して文書化しておきます。なお、毎年実施する時期を決めてお くのも一案です。
 - 2. 時期、訓練の場所、訓練参加者などの概要を記載します。全体の訓練計画と合わせて作成すると良いでしょう。

コラム: 避難情報に関するガイドライ:

災害が発生・切迫した場合の避難場所等への避難 のタイミングは社員や来客者等の人命に関わる重要 な事項です。社屋が地域住民の避難所に指定されて いる会社は、特に就業時間内/外を問わず、避難情報 には気をつけておく必要があります。

「避難情報に関するガイドライン 内閣府(防災 担当)」では、自然災害のうち人的被害が発生するよ うな洪水等、土砂災害、高潮及び津波に件、避難を 対象にして、避難に対する基本姿勢を解説していま す。

避難情報のもつ趣旨を適切に理解して、災害から 身の安全を守る行動を身に付けましょう。



出典:新たな避難情報に関するポスター(内閣府)

(3) 施工中現場等の二次災害の防止

被災時には、施工中の現場の初期消火などの対応とともに、構造物・仮設物の倒壊の危 険(特に、敷地外に倒れれば重大)や、燃料や有機溶剤などの流出・離洩の危険がないかの 早急な確認が必要です。本社からは、就業時間内であれば、その場にいる社員や協力会社 社員などから情報を収集します。また、就業時間外(後間・休日)ならば、社員やあらかじ め依頼しておいた協力会社社員などを現場に派遣して、協力会社などと連携しながら二次 災害を防止します。周辺地域に危険が及ぶ場合には、住民や行政当局に連絡して避難を要 話することも不可欠となりますので、それらの方法を実施計画に盛り込みます。

また、敷地外への延焼防止、倒壊防止、流出・漏洩防止の必要性は、本社等の業務拠点 や資材置き場や倉庫にも同様に重要ですので、必要性に応じて同様に計画します。

表 3-15 二次災害防止の実施計画 (様式は任意)

- 説明:1.施工中現場における施工構造物、仮設構造物、建設機械などの火災・延焼防止、 施工敷外への倒壊、燃料や有機溶剤などの流出・漏洩防止などの二次災害の防止 のとめの計画。
 - 本社等の業務拠点や資材置き場、倉庫など火災・延焼防止、敷地外への倒壊、燃料や有機溶剤などの流出・灑洩防止などの二次災害の防止計画。
 - 3. 消防計画その他の既存の計画 (1S014000 等の計画が有効な場合もあります) を 確認し、想定する災害・事故においても有効であるか確認し、不足があれば作成 します。
 - 4. 例えば、次の観点から十分であるかを確認してください。
 - 担当部局がリスト化されているか
 - ・災害・事故の直後、危険がないかの確認手順及び要員の指定
 - ・危険が周辺に及ぶ可能性がある場合、周辺住民への危険周知や避難の要請、 行政当局への連絡の手順及び要員の指定
 - ・各要員の訓練計画(全体の訓練計画と合わせての作成で構いません)

(4) 災害時の組織体制と指揮命令系統

①組織体制と指揮命令系統の必要性

災害時の組織体制と指揮命令系統は、皆様の会社の重要な事業継続や連やかな復旧、そ して発注者や取引先からの要請に迅速に応えるために不可欠です。災害後、即座にそれら を発動させることができるよう、対応拠点の準備(詳細後述)も含めて周到に準備をしてお ます。どんなときでも、組織としての指揮命令系統や組織としての報告・聴取・集約の プロセスが滞らないようにすることが必要です。

ガイドライン (改定版)

(3) 施工中現場等の二次災害の防止

被災時には、施工中の現場の初期消火などの対応とともに、構造物・仮設物の倒壊の危険(特に、敷地外に倒れれば重大)や、燃料や有機溶剤などの流出・漏洩の危険がないかの早急な確認が必要です。本社からは、就業時間内であれば、その場にいる社員や協力会社社員などから情報を収集します。また、就業時間外(夜間・休日)ならば、社員やあらかじめ依頼しておいた協力会社社員などを現場に派遣して、協力会社などと連携しながら二次災害を防止します。周辺地域に危険が及ぶ場合には、住民や行政当局に連絡して連難を要請することも不可欠となりますので、それらの方法を実施計画に確り込みます。

また、敷地外への延焼防止、倒壊防止、流出・漏洩防止の必要性は、本社等の業務拠点 や資材置き場や倉庫にも同様に重要ですので、必要性に応じて同様に計画します。

表 3-15 二次災害防止の実施計画 (様式は任意)

- 説明:1. 施工中現場における施工構造物、仮設構造物、建設機械などの火災・延焼防止、 施工敷外への倒壊、燃料や有機溶剤などの流出・漏洩防止などの二次災害の防止 のための計画。
 - 本社等の業務拠点や資材置き場、倉庫など火災・延焼防止、敷地外への倒壊、燃料や有機溶剤などの流出・漏洩防止などの二次災害の防止計画。
 - 3. 消防計画その他の既存の計画(ISO14000等の計画が有効な場合もあります)を確認し、想定する災害・事故においても有効であるか確認し、不足があれば作成します。
 - 4. 例えば、次の観点から十分であるかを確認してください。
 - 担当部局がリスト化されているか
 - ・災害・事故の直後、危険がないかの確認手順及び要員の指定
 - ・ 危険が周辺に及ぶ可能性がある場合、周辺住民への危険周知や避難の要請、 行政当局への連絡の手順及び要員の指定
 - ・各要員の訓練計画 (全体の訓練計画と合わせての作成で構いません)

(4) 災害時の組織体制と指揮命令系統

①組織体制と指揮命令系統の必要性

災害時の組織体制と指揮命令系統は、皆様の会社の重要な事業継続や速やかな復旧、そして発注者や取引先からの要請に迅速に応えるために不可欠です。災害後、即座にそれらを発動させることができるよう、対応拠点の準備(詳細後述)も含めて周到に準備をしておきます。どんなときでも、組織としての指揮命令系統や組織としての報告・聴取・集約のプロセスが滞らないようにすることが必要です。

現行のガイドライン 表 3-16 対応体制・指揮命令系統図(様式例) (注:社長自身が災害対策本部長でもよい) 社 長 代理一覧 00市00 災害対策本部長 代理① ○○常務 Tel 000-000-0000 代理② ○○部長 携 000-0000-0000 携帯メールアドレス 代理③ ○○部長 事務局長 代理① ○○部長 災害対策本部長 災害対策副本部長 代理② ○○次長 ○○専務 ○○常務 代理③ ○○次長 00市00 001100 総務班長 Tel 000-000-0000 Tel 000-000-0000 代理① ○○部長 携 000-0000-0000 携 000-0000-0000 携帯メールアドレス 携帯メールアドレス 事務局 (総務部) 事務局長 (次長) ○○部長 ○○市○○町 ℡ 000-000-0000 携 000-0000-0000 携帯メールアドレス 総務班長 業務班長 対 外 班 長 支援班長 〇 〇課長 〇 〇課長 ○ 部長 〇 〇課長 00市00 001100 00市00 001100 Tel 000-000-0000 Tel 000-000-0000 Tel. 000-000-0000 Tel. 000-000-0000 携 000-0000-0000 携 000-0000-0000 携 000-0000-0000 携 000-0000-0000 携帯メールアドレス 携帯メールアドレス 携帯メールアドレス 携帯メールアドレス 総務班 総務班 業務班 総務班 班長代理 〇〇 班長代理 〇〇 班長代理 〇〇 班長代理 〇〇 00市00 00市00 00市00 00#00 Tel 000-000-0000 Tel 000-000-0000 Tel 000-000-0000 Tel 000-000-0000 携 000-0000-0000 携 000-0000-0000 携 000-0000-0000 携 000-0000-0000 携帯メールアドレス 携帯メールアドレス 携帯メールアドレス 携帯メールアドレス

【参集要領の要点】

所属従業員

所属従業員

1. ○○地域で震度 6 強 (注:例示) 以上の地震が発生した場合、事務局長・各班長は至 急、対策本部へ集合。

所属従業員

所属従業員

所属従業員

所属従業員

- 2. 上記以外の災害、事故時は、事務局から各班の班長へ連絡。上記連絡を受けた班長は、 班内所属従業員へ連絡。
- (注) 記載欄の明示は記入例である。

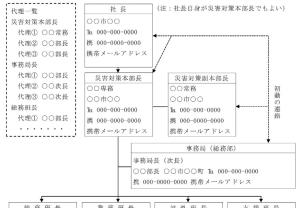
所属従業員

所属従業員

ガイドライン (改定版)

表 3-16 対応体制・指揮命令系統図 (様式例)

時点更新の確認



. +	+	*	+
総務班長	業務班長	対 外 班 長	支援 班長
○ ○部長	○○課長	○ ○課長	○○課長
00#00	00#00	00市00	00#00
Tel. 000-000-0000	Tel. 000-000-0000	Tel. 000-000-0000	Tel. 000-000-0000
携 000-0000-0000	携 000-0000-0000	携 000-0000-0000	携 000-0000-0000
携帯メールアドレス	携帯メールアドレス	携帯メールアドレス	携帯メールアドレス
+	+	+	+

携帯メールアドレス	携帯メールアドレス	携帯メールアドレス	携帯メールアドレス
+	+	· · · · · ·	+
総務班	業務班	総務班	総務班
班長代理 〇〇	班長代理 〇〇	班長代理 〇〇	班長代理 〇〇
00市00	001100	00市00	00#00
Tel 000-000-0000	Tel 000-000-0000	Tel 000-000-0000	Tel 000-000-0000
携 000-0000-0000	携 000-0000-0000	携 000-0000-0000	携 000-0000-0000
携帯メールアドレス	携帯メールアドレス	携帯メールアドレス	携帯メールアドレス
所属従業員	所属従業員	所属従業員	所属従業員
所属従業員	所属従業員	所属従業員	所属従業員

【参集要領の要点】

- 1. ○○地域で震度 6 強 (注:例示) 以上の地震が発生した場合、事務局長・各班長は至 急、対策本部へ集合。
- 2. 上記以外の災害、事故時は、事務局から各班の班長へ連絡。上記連絡を受けた班長は、 班内所属従業員へ連絡。
- (注) 記載欄の明示は記入例である。

備考欄

- 説明:1.上記の班別はあくまでも一例であり、他に復旧対策班、財務班などを設けたり、 人員により班をシンプルにするなど、企業ごとに人員、組織などを総合的に判断 し、合理的な班別編成を検討します。
 - 2. 本部長、事務局長、班長等は、集まれない場合に備え、それぞれ複数の代理を決めておきます。

(5) 災害対策本部長の代理者および代理順位

①災害時に必要な指揮や報告の集約

災害時の指揮命令系統のトップには、経営層があたる必要があります。中小企業の場合、 社長自身があたることが多いと思われます。しかし、発災時に社長や経営陣が必ずしも拠 点にいるとは限らないので、不在であっても指揮・命令系統が滞ることのないよう。代理 の指揮者を決め、決済の権限の委譲も明確にしておくべきです。これは、各部門の責任者 についても同様であり、部下への指揮・命令や、得られた情報の集約と報告が滞らないよ うにします。建設業の災害時の役割の重要性を踏まえ、代理は複数決め、その代理順位を 定めておきましょう。

なお、災害時の指揮命令を行うトップの役割は、以下のものがあります。

- 1. 災害対策の本部としての全体統括
- 2. 社員の安全確保、安否確認、救援支援の指揮
- 3. 現場、事業所の被害状況の確認と復旧作業等の指示
- 4. 発注者や取引先への情報発信・情報共有の実施・指示
- 5. 応急復日・事業継続のための資源 (人員・資機材等) の調達・分配の指示

代理の定め方については、表 3-16 の対応体制・指揮命令系統図の左上に簡単に示しましたが、組織が大きい場合などは、必要に応じ、別紙(様式任意)に詳しく定めておくことも検討してください。

(6) 周囲からの救助要請への対応

発災直後の各拠点の周辺地域などから教助要請がある場合があります。会社の指揮命令 系統が確立する前に要請があることも考えられますから、社員が独自に動くことも想定し、 必要な定めをしておきましょう。余震の発生などによる二次災害を防ぐため、社員の緊急 作業時における安全確保対策やルール (単独行動の禁止、危険な区域への立ち入り禁止、 行動記録による行き先・婦社の確認等)をとりまとめておくことが重要です。

表 3-17 緊急の救助作業時の安全確保 (様式は任意)

- 説明:1.災害発生直後、救助要請に対応した安全確保対策やルールを決めます。
 - 2. 具体例として、「救助を要請されても一人で行かない」、「○○のような危険な場所には立ち入らない」、「行き先・行動内容、連絡先、持参する機材等の明記」、「帰社した場合の報告・記録」などがあります。

ガイドライン(改定版)

- 説明:1.上記の 班別はあくまでも一例であり、他に復旧対策班、財務班などを設けたり、 人員により班をシンプルにするなど、企業ごとに人員、組織などを総合的に判断 し、合理的な班別編成を検討します。
 - 2. 本部長、事務局長、班長等は、集まれない場合に備え、それぞれ複数の代理を決めておきます。

(5) 災害対策本部長の代理者および代理順位

①災害時に必要な指揮や報告の集約

災害時の指揮命令系統のトップには、経営層があたる必要があります。中小企業の場合、 社長自身があたることが多いと思われます。しかし、発災時に社長や経営陣が必ずしも拠 点にいるとは限らないので、不在であっても指揮・命令系統が滞ることのないよう。代理 の指揮者を決め、決済の権限の委譲も明確にしておくべきです。これは、各部門の責任者 についても同様であり、部下への指揮・命令や、得られた情報の集約と報告が滞らないよ うにします。建設業の災害時の役割の重要性を踏まえ、代理は複数決め、その代理順位を でかておきましょう。

なお、災害時の指揮命令を行うトップの役割は、以下のものがあります。

- 1. 災害対策の本部としての全体統括
- 2. 社員の安全確保、安否確認、救援支援の指揮
- 3. 現場、事業所の被害状況の確認と復旧作業等の指示
- 4. 発注者や取引先への情報発信・情報共有の実施・指示
- 5. 応急復旧・事業継続のための資源(人員・資機材等)の調達・分配の指示

代理の定め方については、表 3-16 の対応体制・指揮命令系統図の左上に簡単に示しましたが、組織が大きい場合などは、必要に応じ、別紙(様式任意)に詳しく定めておくことも検討してください。

(6) 周囲からの救助要請への対応

発災直後の各拠点の周辺地域などから救助要請がある場合があります。会社の指揮命令 系統が確立する前に要請があることも考えられますから、社員が独自に動くことも想定し、 必要な定めをしておきましょう。余度の発生などによる二次投資を防ぐため、社員の緊急 作業時における安全確保対策やルール (単独行動の禁止、危険な区域への立ち人り禁止、 行動記録による行き先・帰社の確認等)をとりまとめておくことが重要です。

表 3-17 緊急の救助作業時の安全確保 (様式は任意)

- 説明:1.災害発生直後、救助要請に対応した安全確保対策やルールを決めます。
 - 2. 具体例として、「救助を要請されても一人で行かない」、「○○のような危険な場所には立ち入らない」、「行き先・行動内容、連絡先、持参する機材等の明記」、「帰社した場合の報告・記録」などがあります。

26

3-4 対応拠点の確保

(1) 対応拠点、代替対応拠点(代替連絡拠点)の確保

①対応拠点と代替対応拠点(代替連絡拠点)の決定

災害等の発生時には、社内及び周囲の情報を集めて検討し、社員に迅速に指示を出し、 発注者や取引先と早念に連絡をとる必要がありますが、そのためには、災害対応を行う対 応拠点の確保が不可欠です。通常、本社が無事なら本社内のあらかじめ定めた場所(会議 等等)を対広機点とします。

しかし、本社が、社屋や周辺の被害、電気、通信等のライフラインの途絶などの理由で 使えない場合にも備えておく必要があります。特に、非被、風水害発生時に対応拠点が浸 水する可能性があるか、3-2.(1)で添付しているハザードマップで再度確認しましょう。拠 点が浸水してしまう場合でも活動が可能であれば、拠点までの代替の交通手段等をどのよ うに確保するか、決めておく必要があります。

対応拠点が使用できない場合、代わりの対応拠点 (代替対応拠点または代替連絡拠点) を決めておく必要がありますが、中小企業などでは本社と別の拠点がない場合も多いのは 事実です。そこで、本来の対応拠点の業務のすべてはできないまでも、必要な相互連絡を 円消に行うための拠点 (代替対応拠点または代替連絡拠点) は決めておくことが不可欠で す。なお、この場合、代替対応拠点は代替連絡拠点で連絡を取りながら、適当な場所を探 すことにします。

災害が発生したら、担当の幹部や社員などの一部(普通は少数でよい)は、代替対応拠 底代幹連絡拠点)へ直接向かわせることも考えましょう。これにより仮に本来の対応拠点 のある周辺に被災があり使用不可能になったとしても、すぐに代替対応拠点(代替連絡拠 点)の利用が可能となるからです。

この対応拠点等から的確な被害状況の収集と発信を行うことが、関係者間で情報の共有 を図るためには不可欠です。

②拠点での電力等の確保の重要性

重要業務を継続するためには、電力の確保がないと非常に不便です。パソコンを用いた OA関係や通信機器等は、電力供給が途絶した場合でも業務が継続できるよう。同時に停 電しない程度に離れた代替対応拠点(代替連絡拠点)の確保、自家発電装置や電池の必要 性についても十分検討しておく必要があります。また、長い時間の停電に備えた整備も検 計する必要があります。

なお、電力と並んで不可欠な通信手段の確保については後述します。さらに、水、トイレ、食糧等の確保も必要ですので検討してください (これらは個別性が高いので、認定の対象外です。)

ガイドライン (改定版)

3-4 対応拠点の確保

(1) 対応拠点、代替対応拠点(代替連絡拠点)の確保

①対応拠点と代替対応拠点(代替連絡拠点)の決定

災害等の発生時には、社内及び周囲の情報を集めて検討し、社員に迅速に指示を出し、 発注者や取引先と早急に連絡をとる必要がありますが、そのためには、災害対応を行う対 応拠点の確保が不可欠です。通常、本社が無事なら本社内のあらかじめ定めた場所(会議 家等)を対応拠点とします。

しかし、本社が、社屋や周辺の被害、電気、通信等のライフラインの途絶などの理由で 使えない場合にも備えておく必要があります。特に、非波、風水害発生時に対応拠点が浸 水する可能性があるか、3-2、(1)で添付しているハザードマップで再度確認しましょう。拠 点が浸水してしまう場合でも活動が可能であれば、拠点までの代替の交通手段等をどのよ うに確保するか、決めておく必要があります。

対応拠点が使用できない場合、代わりの対応拠点 (代替対応拠点または代替連絡拠点) を決めておく必要がありますが、中小企業などでは本社と別の拠点がない場合も多いのは 事実です。そこで、本来の対応拠点の業務のすべてはできないまでも、必要な相互連絡を 円消に行うための拠点 (代替対応拠点または代替連絡拠点) は決めておくことが不可欠で す。なお、この場合、代替対応拠点は代替連絡拠点で連絡を取りながら、適当な場所を探 すことにします。

災害が発生したら、担当の幹部や社員などの一部(普通は少数でよい)は、代替対応拠 点代替連絡拠点(心直接向かわせることも考えましょう。これにより仮に本来の対応拠点 のある周辺に被災があり使用不可能になったとしても、すぐに代替対応拠点(代替連絡拠 ら)の利用が可能となるからです。

この対応拠点等から的確な被害状況の収集と発信を行うことが、関係者間で情報の共有を図るためには不可欠です。

②拠点での電力等の確保の重要性

重要業務を継続するためには、電力の確保がないと非常に不便です。パソコンを用いた OA関係や通信機器等は、電力供給が途絶した場合でも業務が継続できるよう。同時に停 電しない程度に離れた代替対応拠点(代替連絡拠点)の確保、自家発電装置や電池の必要 性についても十分検討しておく必要があります。また、長い時間の停電に備えた整備も検 剥する必要があります。

なお、電力と並んで不可欠な通信手段の確保については後述します。さらに、水、トイレ、食糧等の確保も必要ですので検討してください(これらは個別性が高いので、認定の対象外です。)

③具体的な選定の方法

会社に複数の支店や営業所があれば、そこを代替対応拠点(続ければ代替連絡拠点)にできます。ただし、本社(通常の対応拠点を設置する場所)とある程度距離が離れていないと、同じ災害で同時に被害を受ける可能性があります。そこで、ある程度離れた場所も別途確保する必要があります。とはいえ、建設企業の災害対応の場合、対応すべき現場から遠く離れるのでは意味がありませんし、本社から社員移動が必要な場合が多いので、あまり離れていると使いにくいことになります。

拠点が本社しかない場合は、幹部の自宅、資材倉庫、協力会社、懇意な取引先、公共施 設等の利用を代替連絡拠点(十分に広ければ代替対応拠点)とすることを検討します。また、 これらの代替の拠点の決定に当たっては、次の事項も決めておく必要があります。

- 1.代替対応拠点(代替連絡拠点)に直接駆けつける社員(通常はこれら拠点の近くに 居住し、徒歩や自転車で駆けつけられる社員を少数)
- 2. どのような場合に代替の連絡拠点を立ち上げるかの基準 (例:地震の場合は、緊急 参集の基準と同じ。なお、風水害の警報での参集では、本社の拠点は無事ですから 代替の拠点の立ち上げは不要です。)
- 3.代替対応拠点(代替連絡拠点)における責任者(できれば第3順位まで)と役割 分担

代替対応拠点または代替連絡拠点に直接参集することとした社員も、本社の対応拠点が 使用できることが分かり次第、本社に合流することが一般的ですが、各社の事情で、例え ば一部を分担しつづけるなど、対応を決めて構いません。

本社などの通常の対応拠点の概要は、表 3-18 の対応体制・対応拠点の概要の縁式に記載 するように簡単に示しました。必要に応じ、別紙(様式任意)に詳しく定めておくことも検 討してください。代替対応拠点(代替連絡拠点)の概要は、次のような様式に整理してお きます。

ガイドライン (改定版)

③具体的な選定の方法

会社に複数の支店や営業所があれば、そこを代替対応拠点(狭ければ代替連絡拠点)にできます。ただし、本社(通常の対応拠点を設置する場所)とある程度距離が離れていないと、同じ災害で同時に被害を受ける可能性があります。そこで、ある程度離れた場所も別途確保する必要があります。とはいえ、建設企業の災害対応の場合、対応すべき現場から遠く離れるのでは意味がありませんし、本社から社員移動が必要な場合が多いので、あまり離れていると使いにくいことになります。

拠点が本社しかない場合は、幹部の自宅、資材仓庫、協力会社、懇意な取引先、公共施設等の利用を代替連絡拠点(十分に広ければ代替対応拠点)とすることを検討します。また、これらの代替の拠点の決定に当たっては、次の事項も決めておく必要があります。

- 1. 代替対応拠点 (代替連絡拠点) に直接駆けつける社員 (通常はこれら拠点の近くに 居住し、徒歩や自転車で駆けつけられる社員を少数)
- 2. どのような場合に代替の連絡拠点を立ち上げるかの基準 (例:地震の場合は、緊急 参集の基準と同じ。なお、風水害の警報での参集では、本社の拠点は無事ですから 代替の拠点の立ち上げは不要です。)
- 3. 代替対応拠点 (代替連絡拠点) における責任者 (できれば第3順位まで) と役割

代替対応拠点または代替連絡拠点に直接参集することとした社員も、本社の対応拠点が 使用できることが分かり次第、本社に合流することが一般的ですが、各社の事情で、例え ば一部を分担しつづけるなど、対応を決めて構いません。

本社などの通常の対応拠点の概要は、表 3-18 の対応体制・対応拠点の概要の様式に記載するように簡単に示しました。必要に応じ、別紙(様式任意)に詳しく定めておくことも検討してください。代替対応拠点(代替連絡拠点)の概要は、次のような様式に整理しておきます。

表 3-18 対応体制・対応拠点の概要 (様式例)

	₹ 3-18 対応体制・対応拠点の概要(様式例)
事 項	説明・内容
1.初動対応発動基準	1) ○○地域に震度6強以上の地震の発生
=対象メンバーが	理由①震度6強以上の場合、災害協定に基づき~をする必要が
自動参集し、災害対	あるため。
策本部の設置基準	②施工中現場、重要な施工済み物件への確実な対応が必要
	なため。
	(注:初動対応発動基準に用いる震度は、被害想定で設
	定した震度よりも低い震度で設定してもよい)
	2) ○○地域に○○警報、○○警報が発令されたとき
	(注:風水害の発動基準がある場合は、その発動基準を
	記載してください。)
2. 災害対策本部の設	設置権限者: 社長又は災害対策本部長 (専務)
置権限者、代理者	代理権限者:第1位~常務、 第2位~○○部長、
	第3位~参集した管理職で最上位の者
3. 災害対策本部要員	専務、常務、総務部長、各部部長・・・(注:事務局員まで記載。
	別紙でもよい)
4.設置場所と連絡手	本社 ○○会議室 住所
段=関係先方からの	電話 *** FAX *** 電子メール ***
連絡手段	携帯電話 **** 携帯メール ****
	(その他、衛星電話、無線等があれば記述)
	(注:浸水しても対応拠点を活用できる場合はその理由、代替対
	応拠点に対策本部を設置する必要がある場合はその対応を記載し
	てください。)
5. 災害対策本部内及	電話:*回線、FAX:*台
びその近くに備える	(注:その他、衛星電話、無線等があれば記述)
設備	パソコン:*台、プリンター:*台、コピー機::台
	ホワイトボード:*台・・・・・
	上記設備を稼動できる非常用電源:**時間稼動
	(注:あれば記入、なければ整備予定などを記入)
6. 参集要領	1) 災害対策本部の要員は、1 の場合には自動的に本社(または代
	替対応拠点)に参集する。
	2) 施工中現場の確認担当者は、1の場合には自動的に直接現場
	に向かう。
	3) それ以外の社員は、勤務時間外の場合、安否確認の連 絡を行
	ったうえ、家族および家屋の安全な状況であれば 定められた場
	所(本社、代替対応拠点など)に参集する。
	4) 公共交通機関の途絶等により参集に*時間以上かかる場合、
	無理をせず、連絡をして指示を待つ。

ガイドライン (改定版)

表 3-18 対応体制・対応拠点の概要 (様式例) 時点更新の確認

	表 3-18 対応体制・対応拠点の概要(様式例) 時点更新の確認				
事 項	説明・内容				
1.初動対応発動基準	1)○○地域に震度6強以上の地震の発生				
=対象メンバーが	理由①震度6強以上の場合、災害協定に基づき~をする必要が				
自動参集し、災害対	あるため。				
策本部の設置基準	②施工中現場、重要な施工済み物件への確実な対応が必要				
	なため。				
	(注:初動対応発動基準に用いる震度は、被害想定で設				
	定した震度よりも低い震度で設定してもよい)				
	2)○○地域に○○警報、○○警報が発令されたとき				
	(注:風水害の発動基準がある場合は、その発動基準を				
	記載してください。)				
2. 災害対策本部の設	設置権限者:社長又は災害対策本部長(専務)				
置権限者、代理者	代理権限者:第1位~常務、第2位~○○部長、				
	第3位~参集した管理職で最上位の者				
3. 災害対策本部要員	専務、常務、総務部長、各部部長・・・(注:事務局員まで記載。				
	別紙でもよい)				
4.設置場所と連絡手	本社 ○○会議室 住所				
段=関係先方からの	電話 *** FAX *** 電子メール ***				
連絡手段	携帯電話 **** 携帯メール ****				
	(その他、衛星電話、無線等があれば記述)				
	(注:浸水しても対応拠点を活用できる場合はその理由、代替対				
	応拠点に対策本部を設置する必要がある場合はその対応を記載し				
	てください。)				
5. 災害対策本部内及	電話: *回線、FAX: *台				
びその近くに備える	(注:その他、衛星電話、無線等があれば記述)				
設備	パソコン:*台、プリンター:*台、コピー機::台				
	ホワイトボード:*台・・・・・				
	上記設備を稼動できる非常用電源:**時間稼動				
	(注:あれば記入、なければ整備予定などを記入)				
6. 参集要領	1) 災害対策本部の要員は、1 の場合には自動的に本社(または代				
	替対応拠点)に参集する。				
	2) 施工中現場の確認担当者は、1の場合には自動的に直接現場				
	に向かう。				
	3) それ以外の社員は、勤務時間外の場合、安否確認の連絡を行っ				
	たうえ、家族および家屋の安全な状況であれば定められた場所				
	(本社、代替対応拠点など) に参集する。				
	4) 公共交通機関の途絶等により参集に*時間以上かかる場合、				
	無理をせず、連絡をして指示を待つ。				

備考欄

時点更新マークの追記

29

7. 各班の担当業務 1) 総務班:全体調整担当、被害状況確認担当、・・・ (注:班別構成は各社 2) 業務班:災害復旧工事担当(災害協定業務の着手)、

で行動しやすいよ 施工中現場の状況確認・・・

うに定めてよい) 3) 対外班:関係行政機関への連絡担当、得意先担当、取引先担当、

広報担当・・・

4) 支援班: 社員の安全確保担当、安否確認担当・・・

(注) 記載欄の明示は記入例である。

ガイドライン (改定版)

で行動しやすいよ

7. 各班の担当業務 1) 総務班:全体調整担当、被害状況確認担当、・・・

(注: 班別構成は各社 2) 業務班: 災害復旧工事担当(災害協定業務の着手)、

施工中現場の状況確認・・・

うに定めてよい) 3) 対外班:関係行政機関への連絡担当、得意先担当、取引先担当、 広報担当・・・

4) 支援班:社員の安全確保担当、安否確認担当・・・

(注) 記載欄の明示は記入例である。

備考欄

30

表 3-19 代替対応拠点(または代替連絡拠点)の概要(様式例)

衣 3−19 代質対応拠点 (または代質連絡拠点) の概要(株式例)				
1. 代替対応(連絡)拠点名	当社〇〇支店			
(注:「対応」か「連絡」かの				
別を明示すること)				
2. 設置場所と連絡手段	○○支店 ○○会議室 住所			
=関係先方からの連絡手段	電話 *** FAX *** 電子メール ***			
	携帯電話 **** 携帯メール ****			
	(その他、衛星電話、無線等があれば記述)			
3. 代替対応 (連絡) 拠点への	○○部長、○○・・・ 全○名。			
直接の緊急参集者及び代表者、	責任者:○○部長、代理:○○			
設置権限者	設置権限者:社長又は災害対策本部長(専務)			
	(注:必要に応じ、別紙に詳しく定めること)			
4. 代替対応(連絡)拠点設置	(以下は、あくまで例示です。)			
の判断基準	・地震の場合は発動参集基準と同じ。			
	・その他は、本社の対応拠点が被災して使用不可の恐			
	れがある次の場合、・・・・			
5. 代替対応(連絡)拠点設置	電話: *回線、FAX: *台			
内及びその近くに備える設備	(注:その他、衛星電話、無線等があれば記述)			
	パソコン:*台、プリンター:*台、コピー機:*台			
	ホワイトボード:*台・・・・・			
	上記設備を稼動できる非常用電源:**時間稼動			
	(注:あれば記入、なければ整備予定などを記入)			
6. 代替対応(連絡)拠点への	本社から~○km(徒歩●時間)、			
移動手段	A部長の自宅から~●km (自転車○時間)			

(注) 記載欄の明示は記入例である。

- 説明:1.代替対応(連絡)拠点への地図、道順等が必要であれば備えます。
 - 2. 代替対応(連絡)拠点へ持ち込むものが必要であれば、リストにします。
 - 3. 代替対応(連絡)拠点が複数あれば、それぞれについて同様に作成します。
 - 4. 代替対応(連絡)拠点までの距離、移動時間、移動手段をすべて記載してく ださい。

ガイドライン (改定版)

時点更新の確認

表 3-19 代替対応拠点(または代替連絡拠点)の概要(様式例)

1. 代替対応(連絡)拠点名	当社〇〇支店		
(注:「対応」か「連絡」かの			
別を明示すること)			
2. 設置場所と連絡手段	○○支店 ○○会議室 住所		
- 関係先方からの連絡手段	電話 *** FAX *** 電子メール ***		
	携帯電話 **** 携帯メール ****		
	(その他、衛星電話、無線等があれば記述)		
3. 代替対応 (連絡) 拠点への	○○部長、○○・・・ 全○名。		
直接の緊急参集者及び代表者、	責任者:〇〇部長、代理:〇〇		
設置権限者	設置権限者:社長又は災害対策本部長(専務)		
	(注:必要に応じ、別紙に詳しく定めること)		
4. 代替対応(連絡)拠点設置	(以下は、あくまで例示です。)		
の判断基準	・地震の場合は発動参集基準と同じ。		
	・その他は、本社の対応拠点が被災して使用不可の恐		
	れがある次の場合、・・・・		
5. 代替対応(連絡)拠点設置	電話: *回線、FAX: *台		
内及びその近くに備える設備	(注:その他、衛星電話、無線等があれば記述)		
	パソコン:*台、プリンター:*台、コピー機:*台		
	ホワイトボード:*台・・・・・		
	上記設備を稼動できる非常用電源:**時間稼動		
	(注:あれば記入、なければ整備予定などを記入)		
6. 代替対応(連絡)拠点への	本社から~○km (徒歩●時間)、		
移動手段	A部長の自宅から~●km(自転車○時間)		

- (注) 記載欄の明示は記入例である。
 - 説明:1.代替対応(連絡)拠点への地図、道順等が必要であれば備えます。
 - 2. 代替対応(連絡)拠点へ持ち込むものが必要であれば、リストにします。
 - 3. 代替対応(連絡)拠点が複数あれば、それぞれについて同様に作成します。
 - 4.代替対応(連絡)拠点までの距離、移動時間、移動手段をすべて記載してく ださい。

備考欄

表 3-20 代替対応拠点 (または代替連絡拠点) の役割分担表 (様式例)

A O TO LAM AND TO LOUIS HE WINDOWS AND THE AND				
代替対応(連絡)拠点名:(注:「対応」か「連絡」かの別を明示すること)				
役割 具体的な業務		担当者	代理者	
統括責任者	代替対応 (連絡) 拠点の統括	00	00,00	
			(2名の記載が望ましい)	
社内連絡·情報収	情報を収集し、社内への連絡を	00	00,00	
集	実施する。			
取引先緊急連絡	発注者・取引先等との緊急連絡	00	00,00	
	を実施する。			
施工中現場の	施工中現場の被害状況、二次災	00	00,00	
状況確認	害防止策の状況等を確認する。			
災害協定業務の	災害協定業務が目標時間内に	00	00,00	
着手	着手できるよう連絡調整する。			

(注) 記載欄の明示は記入例である。

- 説明:1.中小企業の場合、代替対応(連絡)拠点へ直接向かう人数は少数でも構いません が、2人以上にすべきです。
 - 2.この様式の記載者は、本社の対応拠点への参集者と重複させないのが基本です (本社とごく近い場合は例外。ただし、近い場合は他の代替拠点も不可欠)。
 - 3.本社の対応拠点が使用不能とわかれば、本社参集した災害対策本部メンバーが こちらに移動し、全体の災害対応体制がここにできます。
 - 4. 役割の種類やそれぞれの代理(総括責任者の代理を除く)は人数の余裕に応じて可能な範囲で決めるので足ります。

(2) 費用のさほどかからない対策

①設備、什器等の固定

地震で設備、書棚、ロッカーなどの什器などが倒れたり、ずれたりして、社員がけがすることが懸念されます。そうなれば、当然、事業継続より救出が優先されます。また、重要な設備が損傷すると業務への支障は大きなものとなります。

そして、これらが上記の全体の対応手順を大きく遅らせる要因になることも明らかです。 そこで、設備、什器等の耐震固定などの対策を行いましょう。建物の耐震化に比べて費用 は小さくて済みますので、耐震化ができない場合でも実施できます。また、ガラスの飛散 防止対策と避難通路(ドアの開閉等)が確保されることが重要です。

その他にも、費用のさほどかからない対策があれば、早期に計画的に実施することが重要です。なかでも、建築時期から耐震性が不十分と考えられる建物については、簡易でもよいので専門家の耐震診断を受ける計画をしてください。

ガイドライン (改定版)

時点更新の確認

表 3-20 代替対応拠点 (または代替連絡拠点) の役割分担表 (様式例)

代替対応()	連絡)拠点名:(注:「対応」か「	連絡」かの	基絡」かの別を明示すること)	
役割	具体的な業務	担当者	代理者	
統括責任者	代替対応 (連絡) 拠点の統括	00	00,00	
			(2名の記載が望ましい)	
社内連絡·情報収	情報を収集し、社内への連絡を	00	00,00	
集	実施する。			
取引先緊急連絡	発注者・取引先等との緊急連絡	00	00,00	
	を実施する。			
施工中現場の	施工中現場の被害状況、二次災	00	00,00	
状況確認	害防止策の状況等を確認する。			
災害協定業務の	災害協定業務が目標時間内に	00	00,00	
着手	着手できるよう連絡調整する。			

(注) 記載欄の明示は記入例である。

- 説明:1.中小企業の場合、代替対応(連絡)拠点へ直接向かう人数は少数でも構いませんが、2人以上にすべきです。
 - この様式の記載者は、本社の対応拠点への参集者と重複させないのが基本です (本社とごく近い場合は例外。ただし、近い場合は他の代替拠点も不可欠)。
 - 3.本社の対応拠点が使用不能とわかれば、本社参集した災害対策本部メンバーが こちらに移動し、全体の災害対応体制がここにできます。
 - 4. 役割の種類やそれぞれの代理(総括責任者の代理を除く)は人数の余裕に応じて可能な範囲で決めるので足ります。

(2) 費用のさほどかからない対策

①設備、什器等の固定

地震で設備、書棚、ロッカーなどの什器などが倒れたり、ずれたりして、社員がけがすることが懸念されます。そうなれば、当然、事業継続より救出が優先されます。また、重要な設備が損傷すると業務への支障は大きなものとなります。

そして、これらが上記の全体の対応手順を大きく遅らせる要因になることも明らかです。 そこで、設備、什器等の耐震固定などの対策を行いましょう。 建物の耐震化に比べて費用 は小さくて済みますので、耐震化ができない場合でも実施できます。 また、ガラスの飛散 防止対策と避妊通路(ドアの開閉等)が確保されることが重要です。

その他にも、費用のさほどかからない対策があれば、早期に計画的に実施することが重 要です。なかでも、建築時期から耐震性が不十分と考えられる建物については、簡易でも よいので専門家の耐震診断を受ける計画をしてください。

備考欄

表 3-21 設備、棚・ロッカー等、機器の地震等の対策状況一覧 (様式例)

場所	拠点 種別	設備名	震災対策の必要性、 実施すべき内容	他の対策・・・
社屋	対応	サーバ	固定が必要・未実施	
A棟	拠点			
倉庫	代替	資材棚	固定が必要・未実施	
B棟	対応			
	拠点			

(注) 記載欄の明示は記入例である。

説明:1建物毎に、主要な設備の耐震対策(固定など)その他の対策について、必要性 の評価、施すべき内容を整理します。

2. 対策の種類ごとに様式を作成してもかまいません。

表 3-22 費用のさほどかからない建物対策、設備等の対策の実施計画 (様式は任意)

説明:建物や設備に対する費用のさほどかからない耐震対策(例:転倒防止や簡易な補強 による生存空間の確保)や他の対策について、必要に応じて実施計画を策定するこ とが推奨されます。

②重要な情報のバックアップ (データ、重要文書・図面など)

重要な業務の実施・継続に不可欠な完成図書、施工中物件の契約図書、申請・許認可の 書類、取引の状況・記録、財務のデータ、各種連絡先等の情報、文書等は、電子データ化 または複写などでバックアップデータを取り、同じ災害等で同時に被災しない場所に保存 することが必要です。

例えば、パソコンやサーバが破損し、施工中物件のCADデータや工事写真データなど が消滅したり、取り出せなくなる可能性があります。完成図書や過去の重要な情報等、通 常使わなくても後旧の際には不可欠なので、災害後の状況を想定して何のパックアップが 重要かを判断します。

ただし、大量のデータや文書を頻繁かつ確実にバックアップするには相当のコストや手間がかかりますので、対象をかなり絞り込まないと、長続きせず意味がありません。そこで、実施可能な範囲とやり方を決め、それだけは社内に習慣づけ、平時の業務の一環として確実に実施していくことです。

33

<補足説明>

1. データはサーバ管理や携帯メモリーが有効

バソコンがサーバなど情報累積できる機材とつながっていれば、そこにバックアップを置くのが一つの対策です。しかし、社屋に入れなくなる災害が発生すると、対策として不十分となります。そこで、事業継続上不可欠な情報は、別の事業所や社長や社員自宅でも良いので、バックップを保存します。最近は、持ち運びのできる大容量メモリーが安く手に入りますので、それを活用することも簡単な方策の一つです。また、

ガイドライン(改定版)

時点更新の確認

表 3-21 設備、棚・ロッカー等、機器の地震等の対策状況一覧 (様式例)

場所	拠点 種別	設備名	震災対策の必要性、 実施すべき内容	他の対策・・・
社屋	対応	サーバ	固定が必要・未実施	
A棟	拠点			
倉庫	代替	資材棚	固定が必要・未実施	
B棟	対応			
	拠点			

(注) 記載欄の明示は記入例である。

説明:1建物毎に、主要な設備の耐震対策(固定など)その他の対策について、必要性 の評価、実施すべき内容を整理します。

2. 対策の種類ごとに様式を作成してもかまいません。

表 3-22 費用のさほどかからない建物対策、設備等の対策の実施計画(様式は任意)

説明:建物や設備に対する費用のさほどかからない耐震対策(例:転倒防止や簡易な補強 による生存空間の確保)や他の対策について、必要に応じて実施計画を策定するこ とが推奨されます。

②重要な情報のバックアップ (データ、重要文書・図面など)

重要な業務の実施・継続に不可欠な完成図書、施工中物件の契約図書、申請・許認可の 書類、取引の状況・記録、財務のデータ、各種連絡先等の情報、文書等は、電子データ化 または被写などでバックアップデータを取り、同じ災害等で同時に被災しない場所に保存 することが必要です。

例えば、パソコンやサーバが破損し、施工中物件のCADデータや工事写真データなど が消滅したり、取り出せなくなる可能性があります。完成図書や過去の重要な情報等、通 常使わなくても後旧の際には不可欠なので、災害後の状況を想定して何のバックアップが 重要かを判断します。

ただし、大量のデータや文書を頻繁かつ確実にバックアップするには相当のコストや手 間がかかりますので、対象をかなり絞り込まないと、長続きせず意味がありません。そこ で、実施可能な範囲とやり方を決め、それだけは社内に習慣づけ、平時の業務の一環とし て確実に実施していくことです。

<補足説明>

1. データはサーバ管理や携帯メモリーが有効

備考欄

個人情報等は、データの持ち歩きの際の置き忘れや盗難による流出が懸 念されますので、バスワードや暗号化の対処が必要でしょう。なお、本 格的には、専門会社と相談し、機器の拡充、遠隔地での電子データ保管 サービスなどの活用を検討します。

2. 重要な文書類は写しを作成

CADデータ化していない完成図書や契約書等、重要な文書の本体 又は写しを同時に被災しない場所に保管することは、重要なことです が、実施している企業は少ないようです。

原因の一つは、対象文書が多く手間がかかることだと思われます。したがって、災害等の被害が生じた際の事業に根本的に不可欠なものを厳 選し、続けられる範囲で実施することがカギになると思われます。なお、 文書についても、遠隔地での保管サービスがあります。

表 3-23 重要なデータ・文書のバックアップの現状と評価 (様式例)

ldr to		den vie den 000		現在のバックアップ状	実施すべきバックアップ対応
情報· 文書名	保管場所	担当部署担当者	記録媒体	況(方法、頻度、保管	(方法、頻度、保管場所、移
又音名		担当有		場所、移動方法など)	動方法、実施予定時期など)
データ	サーバ	〇〇課	サーバ	週1回、代替対応拠点	現在のバックアップ方法を引
* *		00		の〇〇サーバに保存	き続き実施予定。
文書	書庫	〇〇課	紙データ	書庫に保管	PDF 化後に毎月 HDD に保存
* *		00			し、代替対応拠点の金庫に保
					管する。(令和○年●月から実
					施予定)
システ	書庫	〇〇課	CD	バックアップなし	複製した CD を代替対応拠点
A**		00			の金庫に保管する。(令和○年
					●月から実施予定)

(注) 記載欄の明示は記入例である。

- 説明:1.地域の建設企業では、バックアップの必要性の認識は低いことが多いようで すが、最低限の対応は是非進めるべきです。
 - 2. 自社が深刻な災害被害を受けた状況を想像してください。例えば、金銭の支払・受取、施工中事業の管理、施工図面の保存・活用、仕事の引き合いの連絡先等が突然失われたことを考えてみてください。
 - バックアップは対象が多すぎると現場の作業が多くなりすぎ長続きしません。検討対象はかなり絞り込んでください。
 - 4. バックアップデータがあっても、それを起動するシステム(ソフト)も必要になってきますので、特殊なシステムを利用している場合は、システム(ソフト)のパックアップも必要になってきます。

ガイドライン (改定版)

個人情報等は、データの持ち歩きの際の置き忘れや盗難による盗出が懸 念されますので、バスワードや暗号化の対処が必要でしょう。なお、本 格的には、専門会社と相談し、機器の拡充、遠隔地での電子データ保管 サービスなどの活用を検討します。

2. 重要な文書類は写しを作成

CADデータ化していない完成図書や契約書等、重要な文書の本体 又は写しを同時に被災しない場所に保管することは、重要なことです が、実施している企業は少ないようです。

原因の一つは、対象文書が多く手間がかかることだと思われます。したがって、災害等の被害が生じた際の事業に根本的に不可欠なものを厳 選し、続けられる範囲で実施することがカギになると思われます。なお、 文書についても、遠隔地での保管サービスがあります。

時点更新の確認

表 3-23 重要なデータ・文書のバックアップの現状と評価(様式例)

				現在のバックアップ状	実施すべきバックアップ対応
情報・ 文書名	保管場所	担当部署担当者	記録媒体	况(方法、頻度、保管	(方法、頻度、保管場所、移
人音石		担当相		場所、移動方法など)	動方法、実施予定時期など)
データ	サーバ	〇〇課	サーバ	週1回、代替対応拠点	現在のバックアップ方法を引
* *		00		の○○サーバに保存	き続き実施予定。
文書	書庫	〇〇課	紙データ	書庫に保管	PDF 化後に毎月 HDD に保存
* *		00			し、代替対応拠点の金庫に保
					管する。(令和○年●月から実
					施予定)
システ	書庫	00課	CD	バックアップなし	複製した CD を代替対応拠点
A**		00			の金庫に保管する。(令和〇年
					●月から実施予定)

(注) 記載欄の明示は記入例である。

- 説明:1.地域の建設企業では、バックアップの必要性の認識は低いことが多いようで すが、最低限の対応は是非進めるべきです。
 - 2. 自社が深刻な災害被害を受けた状況を想像してください。例えば、金銭の支払・受取、施工中事業の管理、施工図面の保存・活用、仕事の引き合いの連絡先等が突然失われたことを考えてみてください。
 - バックアップは対象が多すぎると現場の作業が多くなりすぎ長続きしません。検討対象はかなり絞り込んでください。
 - 4. バックアップデータがあっても、それを起動するシステム(ソフト)も必要になってきますので、特殊なシステムを利用している場合は、システム(ソフト)のパックアップも必要になってきます。

備考欄

表 3-24 重要なデータ・文書のバックアップの実施計画 (様式は任意)

- 説明:1.重要な図面、契約等の文書の写しの作成と安全な場所での保管、その確実 な継続に関する対策あるいは計画を内容とします。
 - 2. 各社自身でバックアップや写しの保管の実施可能な範囲と方法を決め、社内に 習慣づけ、平時の業務の一環として確実に実施していく運用面を含めた計画を 作成します。

表 3-25 重要な電子データのパックアップの活用に関する手順書及び訓練計画 (様式は表 3-33 を参照とし、そちらでまとめる)

- 説明:バックアップを活用するのにある程度複雑な操作が必要な場合、次の点の方につい て手順を定めた文書を作成します。これらは訓練も必要です。
 - 1. バックアップデータを用いて業務を別の事業所などで始める具体的な手順
 - 2. バックアップデータでの業務から、通常方法での業務へ戻す場合の手順

ガイドライン(改定版)

表 3-24 重要なデータ・文書のバックアップの実施計画 (様式は任意)

- 説明:1.重要な図面、契約等の文書の写しの作成と安全な場所での保管、その確実 な継続に関する対策あるいは計画を内容とします。
 - 2. 各社自身でバックアップや写しの保管の実施可能な範囲と方法を決め、社内に 習慣づけ、平時の業務の一環として確実に実施していく運用面を含めた計画を 作成します。

表 3-25 重要な電子データのバックアップの活用に関する手順書及び訓練計画 (様式は表 3-33 を参照とし、そちらでまとめる)

- 説明: バックアップを活用するのにある程度複雑な操作が必要な場合、次の点の方について手順を定めた文書を作成します。これらは訓練も必要です。
 - 1. バックアップデータを用いて業務を別の事業所などで始める具体的な手順
 - 2. バックアップデータでの業務から、通常方法での業務へ戻す場合の手順

3-5 情報発信・情報共有

(1) 災害直後に連絡を取ることが重要な国、県、市区町村との相互の連絡先の認識

①対応拠点からの情報発信・情報共有

発注者、取引先などは特様の会社の被害状況に強い関心を持ちます。状況の情報がすぐ に入らないと、相手は最悪の状況を想定して、皆様の会社に依頼しようと考えていた仕事 を同業他社へ契約する可能性もあります。そこで、対応拠点(または代替対応拠点や代替連 結拠点)から災害協定先、発注者や取引先に対して、迅速に情報発信、情報共有を図ること が重要です。

②主要な連絡先・内容の整理

このような連絡を迅速にするためには、特に、夜間・休日に災害が発生した場合や代替対 応(連絡)拠点を使う場合には、早期に到着した者が平時の連絡担当者ではないことが多く、 また、その後も連絡担当者が拠点に来られない可能性もありますから、緊急時にどの相手 先にどのような内容を連絡すべきかをしつかり決めてリストにしておくことが必要です。 そして、この情報を常備しておく場所、必ず持参する人を決め、さらに、常にその情報内 容を最新に維持しておくため、定期的に点検することが必要です。

ガイドライン (改定版)

3-5 情報発信・情報共有

(1) 災害直後に連絡を取ることが重要な国、県、市区町村との相互の連絡先の認識

①対応拠点からの情報発信・情報共有

発注者、取引先などは皆様の会社の被害状況に強い関心を持ちます。状況の情報がすぐ に入らないと、相手は最悪の状況を想定して、皆様の会社に依頼しようと考えていた仕事 を同業他社へ契約する可能性もあります。そこで、対応拠点(または代替対応拠点や代替連 熱拠点)から災害協定先、発注者や取引先に対して、迅速に情報発信、情報共有を図ること が重要です。

②主要な連絡先・内容の整理

このような連絡を迅速にするためには、特に、夜間・休日に災害が発生した場合や代替対 応(連絡)拠点を使う場合には、早期に到着した者が平時の連絡担当者ではないことが多く、 また、その後も連絡担当者が拠点に来られない可能性もありますから、緊急時にどの相与 先にどのような内容を連絡すべきかをしっかり決めてリストにしておくことが必要です。 そして、この情報を常備しておく場所、必ず持参する人を決め、さらに、常にその情報内 客を最新に維持しておくため、定期的に点検することが必要です。

表 3-26 災害発生直後に連絡すべき相手先リスト(様式例)

表 3-26 災害発生直後に連絡すべき相手先リスト(様式例)									
連絡相手方	連絡の	連絡先	連絡手段	連絡する趣旨	当社担当者				
組織名	重要度	担当部署	・連絡先	AEMI 7 WAE II	及び代理者				
当社〇〇事業	高	〇〇課	電話・FAX	相互の概略に被害状況を	担当者				
所			電子メール	把握	代理者				
			携帯電話・	社員、来訪者の安否確認相	役割				
			携帯メール	互の支援の必要性の把握					
国土交通省	高	〇〇課		協定による業務への対応					
○○出張所				可能性の連絡					
(災害協定先)				発注者側の対応体制の把					
				握協定外の緊急業務の有					
				無の把握					
〇〇県土整備	中	〇〇課		同上					
事務所									
(建設業団体									
との災害協定									
先)									
建設業団体	高	〇〇課		協定による業務への対応					
(災害協定先)				可能性の連絡					
国土交通省	中	〇〇課		協定外の緊急業務の有無					
中部地方整備				の把握					
局									
○○事務所									

(注) 記載欄の明示は記入例である。

- 説明:1.これら相手先に、皆様の会社の代替対応(連絡)拠点への連絡方法を事前に 通知しておきます。それにより先方から連絡が付く可能性が高まります。相 手先の連絡先については、就業時間内/就業時間外に自社の担当者以外の者 でも確実に連絡が取れるように担当都署、電話署号を記載してください。
 - この情報の常備場所及び常時携帯すべき社員を決めておく必要があります。
 関係の公的機関にも、連絡する必要が生じる場合があります。
 - 4. 災害発生直後に連絡すべき相手先リストについては、社員等がその協定内容や協定関係の詳細を確認できるように、協定書の写しを基付してください。 災害発生直後には、停電等のライフラインの寸断も想定されるため、BCP は 出力して保管しておきます。災害対応業務の根拠となる協定書も、どのよう な状況ででも確認できるように出力して BCP とあわせて保管する等の対応が 必要です。
 - 5.連絡の重要度は、直接的な協定先は「高」、間接的な協定先は「中」に設定してください。

ガイドライン (改定版)

時点更新の確認

表 3-26 災害発生直後に連絡すべき相手先リスト (様式例)

連絡相手方	連絡の	連絡先	連絡手段	相子元リヘト(株式例)	当社担当者
組織名	重要度	担当部署	· 連絡先	連絡する趣旨	及び代理者
当社〇〇事業	高	〇〇課	電話·FAX	相互の概略に被害状況を	担当者
所	Ind	OOBR	電子メール	把握	代理者
131					
			携帯電話・	社員、来訪者の安否確認相	役割
			携帯メール	互の支援の必要性の把握	
国土交通省	高	〇〇課		協定による業務への対応	
○○出張所				可能性の連絡	
(災害協定先)				発注者側の対応体制の把	
				握協定外の緊急業務の有	
				無の把握	
〇〇県土整備	中	〇〇課		同上	
事務所					
(建設業団体					
との災害協定					
先)					
建設業団体	高	〇〇課		協定による業務への対応	
(災害協定先)				可能性の連絡	
国土交通省	中	〇〇課		協定外の緊急業務の有無	
中部地方整備				の把握	
局					
○○事務所					

(注) 記載欄の明示は記入例である。

- 認明:1.これら相手先に、皆様の会社の代替対応(連絡)拠点への連絡方法を事前に 通知しておきます。それにより先方から連絡が付く可能性が高まります。相 手先の連絡先については、就業時間内/航業時間外に自社の担当者以外の者 でも確実に連絡が取れるように担当<mark>部署、電話番号を記載</mark>してください。
 - 2. この情報の常備場所及び常時携帯すべき社員を決めておく必要があります。
 - 3. 関係の公的機関にも、連絡する必要が生じる場合があります。
 - 4. 災害発生直後に連絡すべき相手先リストについては、社員等がその協定内容や協定関係の詳細を確認できるように、協定書の写しを基付してください。 災害発生直後には、停電等のライフラインの寸断も想定されるため、BCPは 出力して保管しておきます。災害対応業務の根拠となる協定書も、どのよう な状況下でも確認できるように出力して BCP とあわせて保管する等の対応が 必要です。
 - 5. 連絡の重要度は、直接的な協定先は「高」、間接的な協定先は「中」に設定してください。

37

備考欄

時点更新マークの追記

6. 当社担当者及び代理者は、表 3-18 の関係行政機関への連絡の担当班の班員 と整合を図ってください。

7. 連絡する趣旨、当社の連絡担当者についても記載してください。

③施工中の工事現場における連絡先・内容の整理

施工中の工事現場については、就業時間内であれば人員の安否確認などを行った後に、 被害の程度や二次災害発生の危険などの点検にすぐ着手できますが、夜間・休日では、す ぐに対応ができないことが多いでしょう。特に夜間では、照明や信号さえ消えた真っ暗な 中で現場確認に念いでかけつける計画の実施を強いると二次災害につながる恐れもありま す。また、現場代理人などの現場を取り仕切るポストの方が違くから通勤している場合も あるので、現場近て居住する従業員もしくは協力会社の方に現場の確認を行って頂く計 画を立てるのが有効であると考えられます。なお、様式に記入するのは、直接行政機関か ら請け負った工事のみとしてください。

表 3-27 施工中現場の連絡先リスト (様式例)

工事	発注		発注担当	現場代理	現場代理人	夜間・休日担	夜間・休日担当者
名	機関	工期	者及び	人及び連	の現場まで	当者、代理人	及び代理人の現場
和	10% (%)		連絡先	絡先	の距離・時間	及び連絡先	までの距離・時間
00	00	R〇年	担当者名	担当者名	距離: O k m	担当者名	・担当者
工事	事務所	〇月	電話番号	電話番号	時間:○時間	電話番号	距離:○km 時間:
		OH	電子メール	電子メール		電子メール	○時間
		~	携帯電話	携帯電話		携帯電話	
		R〇年	携帯メール	携帯メール		携帯メール	・代理人
		〇月				代理人名	距離:○km 時間:
		○日迄				電話番号	○時間
						電子メール	
						携帯電話	
						携帯メール	
00	〇〇土木	同上	同上	同上		同上	
工事	事務所						

(注) 記載欄の明示は記入例である。

説明:1.直接行政機関から請け負った工事について記載して下さい。

- 2. 参集時間は徒歩2.0 km/h (または自転車5.0 km/h) で算出し、夜間休日の目標時間である12時間以内に現場を確認できる人員としてください。
- 3. 夜間・休日担当者、代理人は、対応拠点において重要な役割(本部長、班長等) についていない人員としてください。
- 4. 夜間・休日担当者及び代理人の現場までの距離・時間について配載してください。なお、就業時間内と担当者及び代理人の現場までの距離・時間が同様である場合も記載してください。

ガイドライン (改定版)

6. 当社担当者及び代理者は、表 3-18 の関係行政機関への連絡の担当班の班員 と整合を図ってください。

7. 連絡する趣旨、当社の連絡担当者についても記載してください。

③施工中の工事現場における連絡先・内容の整理

施工中の工事現場については、就業時間内であれば人員の安否確認などを行った後に、 被害の程度や二次災害発生の危険などの点検にすぐ着手できますが、夜間・休日では、す ぐに対応ができないことが多いでしょう。特に夜間では、照明や信分さえ消えた真っ暗な 中で現場確認に急いでかけつける計画の実施を強いると二次災害につながる恐れもありま す。また、現場代理人などの現場を取り仕切るポストの方が違くから通勤している場合も あるので、現場近に居住する従業員もしくは協力会社の方に現場の確認を行って頂く計 画を立てるのが有効であると考えられます。なお、様式に記入するのは、直接行政機関か ら請け負った工事のみとしてください。

表 3-27 施工中現場の連絡先リスト (様式例	例)	
--------------------------	----	--

時点更新の確認

工事	発注		発注担当	現場代理	現場代理人	夜間・休日担	夜間・休日担当者
上事 名	9871: 機関	工期	者及び	人及び連	の現場まで	当者、代理人	及び代理人の現場
和	10% (90)		連絡先	絡先	の距離・時間	及び連絡先	までの距離・時間
00	00	R〇年	担当者名	担当者名	距離: O k m	担当者名	・担当者
工事	事務所	〇月	電話番号	電話番号	時間:○時間	電話番号	距離:○km 時間:
		OH	電子メール	電子メール		電子メール	○時間
		~	携帯電話	携帯電話		携帯電話	
		R〇年	携帯メール	携帯メール		携帯メール	・代理人
		〇月				代理人名	距離:○km 時間:
		〇日迄				電話番号	○時間
						電子メール	
						携帯電話	
						携帯メール	
00	〇〇土木	同上	同上	同上		同上	
工事	事務所						

(注) 記載欄の明示は記入例である。

説明:1.直接行政機関から請け負った工事について記載して下さい。

- 2. 参集時間は徒歩 2.0 km/h (または自転車 5.0 km/h) で算出し、夜間休日の目標時間である 1.2 時間以内に現場を確認できる人員としてください。
- 3. 夜間・休日担当者、代理人は、対応拠点において重要な役割(本部長、班長等) についていない人員としてください。
- 4. 夜間・休日担当者及び代理人の現場までの距離・時間について配載してください。なお、就業時間内と担当者及び代理人の現場までの距離・時間が同様である場合も記載してください。

備考欄

コラム: 施工中の工事現場における就業時間内/外の担当者の連絡先、距離、時間の整理 就業時間内は現場代理人が現場や会社内にいることが大半ですが、就業時間外は自宅 や外出先にいること等が想定されます。現場代理人の自宅から工事現場までが遠方で ある場合、就業時間外に発災した場合の対応として、現場代理人とは別に現場から近 くに居住する従業員もしくは協力会社の方に現場の確認を行って頂く計画を立てて おくことが有効です。 そのため、就業時間内/外の担当者の連絡先、距離、時間をそれぞれ分けて整理して おくことが重要です。 就業時間内/外のそれぞれで対応を検討 自社 自社 施工中現場 施工中現場 協力会社 現場 自宅 遠方のため、 被害状況確認 確認不可 現場① 现場代理人 🦥 被害状况確認 現場① 現場代理人 🖁 🥻 協力者 自宅が近接 現場代理人 現場代理人 現場(2) 従業員 C 従業員 代理で被害

(2) 災害時にも強い連絡手段の準備

①通信手段の確保

各種災害対応

災害時の通信手段については、電話やインターネット回線が断線したり、固定電話や携 帯電話が通話の殺到により非常につながりにくい状況(編奏)となったりする懸念があり ますので、複数の連絡手段を用意することが必要です。近年の震災事例では、携帯電話の メールはつながりやすかった例、インターネット回線の電子メールが連絡しやすかった例 などがあり、それら活用が有効と考えられます。

現場(2)に

社内の通信手段は、表 3-10 の社内の連絡体制表や表 3-18 の対応体制・対応拠点の概要 に、社外の通信手段は、表 3-26 の災害発生直後に連絡すべき相手先リストに、災害時にも 強い連絡手段を記入しておきます。

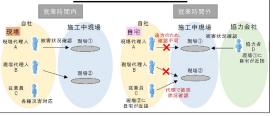
ガイドライン (改定版)

コラム:施工中の工事現場における就業時間内/外の担当者の連絡先、距離、時間の整理

線業時間内は現場代理人が現場や会社内にいることが大半ですが、旋業時間外は自宅 や外出先にいること等が想定されます。現場代理人の自宅から工事現場までが逃っ たる場合、就業時間外に発災した場合の対応として、現場代理人とは別に現場から近 くに居住する従業員もしくは協力会社の方に現場の確認を行って頂く計画を立てて おくことが有効です。

そのため、就業時間内/外の担当者の連絡先、距離、時間をそれぞれ分けて整理しておくことが重要です。

就業時間内/外のそれぞれで対応を検討



(2) 災害時にも強い連絡手段の準備

①通信手段の確保

災害時の通信手段については、電話やインターネット回線が断線したり、固定電話や携 帯電話が通話の殺到により非常につながりにくい状況(編輳)となったりする懸念があり ますので、複数の連絡手段を用意することが必要です。近年の震災事例では、携帯電話の メールはつながりやすかった例、インターネット回線の電子メールが連絡しやすかった例 などがあり、それら活用が有効と考えられます。

社内の通信手段は、表 3-10 の社内の連絡体制表や表 3-18 の対応体制・対応拠点の概要 に、社外の通信手段は、表 3-26 の災害発生直後に連絡すべき相手先リストに、災害時にも 強い連絡手段を記入しておきます。

3-6 人員と資機材の調達

(1) 自社で確保している資源の認識

①災害時に必要な人員と資機材の把握

皆様の会社の業種や地域特性などから見て、災害時の協定を実行するために必要な人員、 資材、建設機械 (バックホウ、ダンプトラック等) などを把握します。その中で、まず、 自社保有している人員、資機材などを整理します。

表 3-28 自社が保有している人員、資機材など(様式例)

資源名	種 類	人数・数量	確認時期
人員	1級土木施工管理技士	OA	令和○年○月○日
八貝			
	バックホウ 0.3m3	OA	令和○年○月○日
機材	社有車	0.4	令和○年○月○日
	ブルーシート	○枚	令和○年○月○日
	土嚢袋	○袋	令和○年○月○日
資材	トラロープ	〇本	令和○年○月○日
	カラーコーン	○個	令和○年○月○日
資金			

(注)記載欄の明示は記入例である。

②備蓄

自社の食料等の備蓄状況を把握し、応急対応メンバーが少なくとも3日間活動できる分の食料と飲料水を備蓄することが重要です。広域的な大災害の場合、救援物資が早急に届かない懸念もあります。

また、災害時に閉じ込め、下敷きとなった者などを敷出するための機材や防塵 マスクなど、敷出作業を想定した機材・装備の備蓄も重要です。

ガイドライン(改定版)

3-6 人員と資機材の調達

(1) 自社で確保している資源の認識

①災害時に必要な人員と資機材の把握

皆様の会社の業種や地域特性などから見て、災害時の協定を実行するために必要な人員、 資材、建設機械 (バックホウ、ダンプトラック等) などを把握します。その中で、まず、 自社保有している人員、資機材などを整理します。

表 3-28 自社が保有している人員、資機材など(様式例)

時点更新の確認

資源名	種 類	人数・数量	確認時期
人員	1級土木施工管理技士	O.A.	令和○年○月○日
八貝			
	バックホウ 0.3m3	〇人	令和○年○月○日
機材	社有車	0人	令和○年○月○日
	ブルーシート	〇枚	令和○年○月○日
	土嚢袋	○袋	令和○年○月○日
資材	トラロープ	〇本	令和○年○月○日
	カラーコーン	○個	令和○年○月○日
資金			

(注) 記載欄の明示は記入例である。

2 備書

自社の食料等の備蓄状況を把握し、応急対応メンバーが少なくとも3日間活動できる分の食料と飲料水を備蓄することが重要です。広域的な大災害の場合、救援物資が早急に届かない懸念もあります。

また、災害時に閉じ込め、下敷きとなった者などを救出するための機材や防塵 マスクなど、救出作業を想定した機材・装備の備蓄も重要です。

備考欄

表 3-29 応急対応メンバーのための備蓄(様式例)

品名	個数	保存期間	保管場所	管理責任者	確認時期	備考
飲料水	〇本	令和○年○月	倉庫B棟	○○部長	令和○年○月	2 L
非常食	○食	令和○年○月	倉庫 B 棟	○○部長	令和○年○月	

(注) 記載欄の明示は記入例である。

- 説明:1.飲料水、食料については3日分程度の備蓄量を算出した根拠を記載、もしく は資料を添付して下さい。
 - 2. 備蓄量は、応急対応メンバー用を超えて社員全体用を目指すことが推奨されま す。
 - 3. 保存期限は、「令和〇年〇月」と時期を具体的に記入してください。
 - 4. 備蓄量が不足している場合は、今後の購入予定を記入してください。

表 3-30 災害時の救出用機材等の備蓄(様式例)

品名	個数	保管場所	管理責任者	確認時期	備考
バール	〇本	倉庫B棟	○○部長	令和○年○月	
のこぎり	〇本	倉庫B棟	○○部長	令和○年○月	

(注)記載欄の明示は記入例である。

- 説明:1. 例として、バール、のこぎり、スコップ、ハンマー、照明器具、番線カッター、 ジャッキ、簡易ウインチ、ロープ、はしご、防塵マスク等があげられます。
 - 2. 備えていても管理責任者や保管場所がわからないといざというときに役立ちま せんので、リストの整理が必要です。
 - 3. 現時点で機材が不足している場合は、今後の予定を記載してください。

(2) 自社外からの調達についての連絡先の認識

①人員と資機材の調達先の確認

災害時の協定を実行するために必要な人員、資材、建設機械等のうち、自社の保有する 分で不足するものは、人員や資機材を保有する協力会社やリース会社に依頼してそろえる ことが必要になります。そこで、これら協力会社・リース会社に、災害時にも連絡が確実 に取れるようにしておく必要があります。特に、建設機械のリースは、災害時に多くの企 業が同時に必要として取り合いになる懸念がありますので、災害時にもリース会社と迅速 に連絡がとれるだけでなく、確実に必要な機械を借りられるか確認しておくことが重要で す。

②装備の調達

災害時には、防塵マスク、手袋等が通常より大量に必要になるほか、ガスマスク等の通 常業務ではあまり使用しない装備が必要になります。また、このような装備も災害時を想 定した調達先の把握が重要です。

41

ガイドライン (改定版)

時点更新の確認

表 3-29 応急対応メンバーのための備蓄(様式例)

品名	個数	保存期間	保管場所	管理責任者	確認時期	備考
飲料水	〇本	令和○年○月	倉庫B棟	○○部長	令和○年○月	2 L
非常食	○食	令和○年○月	倉庫B棟	〇〇部長	令和○年○月	

(注) 記載欄の明示は記入例である。

- 説明:1.飲料水、食料については3日分程度の備蓄量を算出した根拠を記載、もしく は資料を添付して下さい。
 - 2. 備蓄量は、応急対応メンバー用を超えて社員全体用を目指すことが推奨されま す。
 - 3. 保存期限は、「令和〇年〇月」と時期を具体的に記入してください。
 - 4. 備蓄量が不足している場合は、今後の購入予定を記入してください。 表 3-30 災害時の救出用機材等の備蓄 (様式例)

時点更新の確認

A CONTRACTOR OF MAIN CONTRACTOR					
品名	個数	保管場所	管理責任者	確認時期	備考
バール	〇本	倉庫B棟	○○部長	令和○年○月	
のこぎり	〇本	倉庫B棟	○○部長	令和○年○月	

(注) 記載欄の明示は記入例である。

- 説明:1.例として、バール、のこぎり、スコップ、ハンマー、照明器具、番線カッター、 ジャッキ、簡易ウインチ、ロープ、はしご、防磨マスク等があげられます。
 - 2. 備えていても管理責任者や保管場所がわからないといざというときに役立ちま せんので、リストの整理が必要です。
 - 3. 現時点で機材が不足している場合は、今後の予定を記載してください。

(2) 自社外からの調達についての連絡先の認識

①人員と資機材の調達先の確認

災害時の協定を実行するために必要な人員、資材、建設機械等のうち、自社の保有する 分で不足するものは、人員や資機材を保有する協力会社やリース会社に依頼してそろえる ことが必要になります。そこで、これら協力会社・リース会社に、災害時にも連絡が確実 に取れるようにしておく必要があります。特に、建設機械のリースは、災害時に多くの企 業が同時に必要として取り合いになる懸念がありますので、災害時にもリース会社と迅速 に連絡がとれるだけでなく、確実に必要な機械を借りられるか確認しておくことが重要で す。

②装備の調達

災害時には、防塵マスク、手袋等が通常より大量に必要になるほか、ガスマスク等の通 常業務ではあまり使用しない装備が必要になります。また、このような装備も災害時を想 定した調達先の把握が重要です。

41

備考欄

時点更新マークの追記

③燃料の調達

東日本大震災の際には、燃料の確保が大きな問題となりました。大規模災害発生時にい ち早く現場に駆けつけて、復旧活動に携わる役割を担っている建設会社にとって、差災後 の燃料の確保は不可欠です。あらかじめ、<u>想定している燃料の調査先と連絡先等を明確に</u> して、災害時にも確実に連絡が取れるような準備が必要です。

表 3-31 災害発生直後に調達するリスト (様式例)

			,			
連絡 相手方名	連絡 重要度	連絡先 担当者	連絡先	連絡する趣旨	対応拠点/代替対応拠点の 位置、連絡先の事前通知	当社担当 及び代理
A社	高	氏名	電話、FAX、	人員の確保	通知済み	
		代理氏	電子メール、	受注業務		
		名	携帯電話、	遂行協力		
			携帯メール			
Bリース社	高			機材のリース	通知済み	
C商社	高			材料の調達(土	通知済み	
				嚢袋、鋼材、セ		
				メント等)		
D社	高			装備(防塵マス	通知済み	
				ク等)		
E社	高			燃料の調達		

(注)記載欄の明示は記入例である。

説明:1.これらの相手先に対応拠点、代替対応(連絡)拠点への連絡方法を事前に通知 しておきます。それにより先方から連絡がつく可能性が高まります。

- 2. この情報の常備場所及び常時携帯すべき社員を決めておく必要があります。
- 3.燃料の調達先についても1社以上記載 確保が難しい、または今後、調整していく場合などは、近隣のガソリンスタ ンド等の場所や連絡先をリスト化して、迅速な対応ができるように備えてく ださい。なお、リスト化したガソリンスタンド等は事前に発災後の燃料確保 が可能であるか確認する等の事前協議に努めることが望ましいです。更に、 確実に燃料を確保するためには、建設会社とガソリンスタンド事業者等との 民間協定を締結しておくことも有効となります。
- 4.後述の代替調達先の確保に示すとおり、通常の調達先と代替調達先リストに 分けてそれぞれ作成してください。

④代替調達先の確保

人員、資材、建設機械等について、災害時に予定調達先から調達ができない場合も想定して、他の取引先や協力会社から、代替調達が可能なように平時から手段を用意しておくとが重要です。表 3-31 の災害発生直後に調達するリストと同様の様式により、通常の調達先と代替調達先リストに分けてそれぞれ作成します。

42

ガイドライン (改定版)

③燃料の調達

東日本大震災の際には、燃料の確保が大きな問題となりました。大規模災害発生時にい ち早く現場に駆けつけて、復旧活動に携わる役割を担っている建設会社にとって、発災後 の燃料の確保は不可欠です。あらかじめ、<u>想定している燃料の調達先と連絡先等を明確に</u> して、災害時にも確実に連絡が取れるような準備が必要です。

表 3-31 災害発生直後に調達するリスト (様式例)

時点更新の確認

連絡 相手方名	連絡 重要度	連絡先 担当者	連絡先	連絡する趣旨	対応拠点/代替対応拠点の 位置、連絡先の事前通知	当社担当 及び代理
A社	商	氏名	電話、FAX、	人員の確保	通知済み	
		代理氏	電子メール、	受注業務		
		名	携帯電話、	遂行協力		
			携帯メール			
Bリース社	高			機材のリース	通知済み	
C商社	高			材料の調達(土	通知済み	
				嚢袋、鋼材、セ		
				メント等)		
D社	高			装備(防塵マス	通知済み	
				ク 等)		
E社	高			燃料の調達		

(注) 記載欄の明示は記入例である。

説明:1.これらの相手先に対応拠点、代替対応(連絡)拠点への連絡方法を事前に通知 しておきます。それにより先方から連絡がつく可能性が高まります。

- 2. この情報の常備場所及び常時携帯すべき社員を決めておく必要があります。
- 3.燃料の調達先についても「社以上記載 一てください。確実な燃料の調達先の 確保が難しい、または今後、調整していく場合などは、近隣のガソリンスタ ンド等の場所や連絡先をリスト化して、迅速な対応ができるように備えてく ださい。なお、リスト化したガソリンスタンド等は事前に発災後の燃料確保 が可能であるか確認する等の事前協議に努めることが望ましいです。更に、 確実に燃料を確保するためには、建設会社とガソリンスタンド事業者等との 民間協定を締結しておくことも有効となります。
- 4.後述の代替調達先の確保に示すとおり、通常の調達先と代替調達先リストに 分けてそれぞれ作成してください。

④代替調達先の確保

人員、資材、建設機械等について、災害時に予定調達先から調達ができない場合も想定して、他の取引先や協力会社から、代替調達が可能なように平時から手段を用意しておくことが重要です。表 3-31 の災害発生直後に調達するリストと同様の様式により、通常の調達先と代替調達先リストに分けてそれぞれ作成します。

備考欄

時点更新マークの追記

表 3-32 災害発生直後に代替調達するリスト (様式例)

表 3-32 火告先生直依に代音調達するリスト(休式例)						
連絡 相手方名	連絡重要度	連絡先担当者	連絡先	連絡する趣旨	対応拠点/代替対 応拠点の位置、連絡 先の事前通知	当社担当 及び代理
F社	中	氏名 代理氏名	電話、FAX、 電子ゲル、 携帯電話、 携帯ゲール	人員の確保 受注業務 遂行協力	通知済み	
Gリース 社	ф			機材のリース	通知済み	
H商社	低			材料の調達(土 嚢袋、鋼材、セ メント等)	未通知 (○月までに通知 予定)	
I社	低			装備(防塵マス ク等)	未通知 (○月までに通知 予定)	
J社	中			燃料の調達		

(注) 記載欄の明示は記入例である。

⑤緊急通行車両の事前届

災害協定を締結している場合、災害時に迅速な災害対応を実施するために、所有車両の 緊急通行車両事前届を行っておくことが重要です(申請の方法などについては「1 建設会 社としての重要事項」を参照)。

ガイドライン(改定版)

表 3-32 災害発生直後に代替調達するリスト (様式例) 時点更新の確認

連絡 相手方名	連絡重要度	連絡先 担当者	連絡先	連絡する趣旨	対応拠点/代替対 応拠点の位置、連絡 先の事前通知	当社担当 及び代理
F社	中	氏名	電話、FAX、	人員の確保	通知済み	
		代理氏名	電子メール、	受注業務		
			携帯電話、	遂行協力		
			携帯メール			
G リース 社	中			機材のリース	通知済み	
H商社	低			材料の調達(土	未通知	
				嚢袋、鋼材、セ	(○月までに通知	
				メント等)	予定)	
I社	低			装備(防塵マス	未通知	
				ク等)	(○月までに通知	
					予定)	
J 社:	中			燃料の調達		

(注) 記載欄の明示は記入例である。

⑤緊急通行車両の事前届

災害協定を締結している場合、災害時に迅速な災害対応を実施するために、所有車両の 緊急通行車両事前届を行っておくことが重要です(申請の方法などについては「1 建設会 社としての重要事項」を参照)。

備考欄

時点更新マークの追記

43

3-7 訓練及び改善の実施

(1) 訓練計画

①災害時対応訓練の実施と改善

災害時にも重要な事業を継続または迅速に再開するためには、防災担当者だけではなく 全社員が必要な対応の内容を熟知し、実行できるようにしておく必要があります。このためには、災害を想定した訓練(発動基準、対応拠点、代替対応(連絡)拠点、対応体制、代理者及び代理順位の確認とそれに基づいた役割などを確認する机上訓練や実動訓練)などが重要になります。このため訓練計画を立案し、着実に実施していく必要があります。なお、実施した訓練に、訓練の概要(日時、参加者、所感など)を記録し、訓練結果を評価することで、今後の事業継続計画の改善につながります。

②訓練の結果概要の提出

訓練を実施した場合には、訓練実施記録を作成します。認定の更新を受ける場合には、訓練実施記録を提出することが必要です (過去3年分は必須)。認定の更新審査に際して、重要なチェック対象となります。

また、実施状況写真を撮影し、必ず実施記録に添付してください。ただし、安否確認訓練においては、実施写真の添付は必要ありませんが、返信率、返信時間等の実施結果を添付してください。

表 3-33 災害時対応訓練の実施計画 (様式例)

訓練名称	訓練内容	参加者·	予定	実施	企画
		対象者	時期	場所	実施部署
災害時対応確認	緊急参集メンバーが事業継続	災害対策本部	毎年	拠点・	〇〇部
訓練(机上訓	計画の応急対応、事業継続の	長、本部員各班	〇月	代替拠	〇〇課
練)(注:代替	部分を読み合わせ、各要員が	の中心メンバー		点など	
拠点でも実施)	行うべき対応を確認する。				
避難・誘導訓練	災害時の避難・誘導訓練。地	全社員	毎年	拠点・	〇〇部
(消防法に基づ	震と火災発生を想定して屋外		〇月	代替拠	〇〇課
く又は自主訓	避難と点呼、初期消火。			点など	
練)					
安否確認訓練	携帯電話メールを基本に、社	全社員	毎年	拠点・	〇〇部
	員全員に対し安否を問う連絡		〇月	代替拠	○○課
	をし、回答を求め、結果を集			点など	
	計する。				
バックアップデ	経理情報等、重要情報のバッ		毎年	拠点・	〇〇部
ータの立上げ訓	クアップデータを立ち上げ		〇月	代替拠	00課
練	る。			点など	
		〇〇班			

ガイドライン (改定版)

3-7 訓練及び改善の実施

(1) 訓練計画

①災害時対応訓練の実施と改善

災害時にも重要な事業を継続または迅速に再開するためには、防災担当者だけではなく 全社員が必要な対応の内容を熟知し、実行できるようにしておく必要があります。このためには、災害を想定した訓練(発動基準、対応拠点、代替対応(連絡)拠点、対応体制、 代理者及び代理順位の確認とそれに基づいた役割などを確認する机上訓練や実動訓練)放 どが重要になります。このため訓練計画を立案し、着実に実施していく必要があります。 なお、実施した訓練は、訓練の概要(日時、参加者、所感など)を記録し、訓練結果を 評価することで、今後の事業継続計画の改善につながります。

②訓練の結果概要の提出

訓練を実施した場合には、訓練実施記録を作成します。認定の更新を受ける場合には、 訓練実施記録を提出することが必要です(過去3年分は必須)。認定の更新審査に際して、 重要なチェック対象となります。

また、実施状況写真を撮影し、必ず実施記録に添付してください。ただし、安否確認訓練においては、実施写真の添付は必要ありませんが、返信率、返信時間等の実施結果を添付してください。

ただし、自然災害の発生、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響や重大な経営判断 により訓練の実施が困難であるなど、計画どおりに訓練を実施出来ていない場合には、継 続申請時点で実施済の訓練実施記録の提出により申請を受け付けるものとします。

また、訓練を前回申請時から一度も実施出来ていない場合には、未実施の理由及び訓練 実施予定を記入して緩和措置を申し入れることにより申請を受け付けるものとします。な お、この緩和措置は時限的な措置であり、一定期間を以て廃止する予定です。

【確認のポイント】

・BCP に示す訓練計画に基づく訓練が実施できていること

・各種訓練ごとの訓練実施状況がわかる写真が1枚以上添付されていること

訓練実施日時、場所、参加者、訓練内容、訓練結果、問題点・課題、改善点、所感等

のそれぞれが記載されていること

備考欄

訓練実施の緩和措置を受ける場合について記載

継続申請時の訓練実施記録の評価にあたり確認のポイントを明確に記載

ガイドライン (改定版)

表 3-33 災害時対応訓練の実施計画(様式例)

備考欄

訓練名称	訓練内容	参加者 •	予定	実施	企画
訓練名外	訓練內谷	対象者	時期	場所	実施部署
災害時対応確認	緊急参集メンバーが事業継続	災害対策本部	毎年	拠点·	〇〇部
訓練(机上訓	計画の応急対応、事業継続の	長、本部員各班	〇月	代替拠	〇〇課
練)(注:代替	部分を読み合わせ、各要員が	の中心メンバー		点など	
拠点でも実施)	行うべき対応を確認する。				
避難・誘導訓練	災害時の避難・誘導訓練。地	全社員	毎年	拠点・	00部
(消防法に基づ	震と火災発生を想定して屋外		〇月	代替拠	〇〇課
く又は自主訓	避難と点呼、初期消火。			点など	
練)					
安否確認訓練	携帯電話メールを基本に、社	全社員	毎年	拠点・	〇〇部
	員全員に対し安否を問う連絡		〇月	代替拠	〇〇課
	をし、回答を求め、結果を集			点など	
	計する。				
バックアップデ	経理情報等、重要情報のバッ		毎年	拠点・	00部
ータの立上げ訓	クアップデータを立ち上げ		〇月	代替拠	〇〇課
練	る。			点など	
		〇〇班			

(注) 記載欄の明示は記入例である。

説明:各訓練は代替拠点においても実施するようにしてください。

訓練の実施方法については、【建設会社における災害時の事業継続力認定の継続申請 に向けた訓練マニュアル】、【訓練事例集】を参考にして下さい。

45

(注) 記載欄の明示は記入例である。

説明: 各訓練は代替拠点においても実施するようにしてください。

訓練の実施方法については、【建設会社における災害時の事業継続力認定の継続申請 に向けた訓練マニュアル】を参考にして下さい。

表 3-34 訓練実施記録 (様式例)

記録項目	内容
訓練の種類	災害時対応の確認訓練(机上訓練)
実施日時	令和○年○月○日 ○時~○時
実施場所	本社○階 A 会議室
参加者	全社員 〇人 (〇〇、〇〇、・・・、〇〇)
訓練結果	○○について確認をおこなった。○○を把握していない者が多数
训練而木	いた。
改善点、所感など	○○について周知するとともに、講習会を実施する予定である。

(注)記載欄の明示は記入例である。

説明:改善点、所感については必ず記載して下さい。

(2) 事業継続計画の改善計画及び平常時の点検計画

①事業継続計画の記載事項の更新の点検

一度定めた事業継続に関する計画文書やマニュアル等を常に有効なものとしておくた めには、新しい施工現場の増加、自社や取引先の人事異動や連絡先の変更などによって掲 載した情報内容が古くならないよう、常に更新を行っていくことが不可欠ですが、この更 新を担当者任せにせず、更新が確実に行われているかを定期的に経営層も関与して点検す ることが必要です。そのために、点検の実施の計画が必要となります。

②事業継続計画の定期的・適時の改善

実施した訓練の結果や実際に起こった災害への対応の反省を踏まえて、また想定する災 害種類の拡張やより厳しい被害を考慮するなどの目的で、最低限、1年に1度は定期的に 事業継続計画の見直し・改善を行います。この定期的な改善は、毎年度の予算や人事とも 関係づけましょう。さらに、皆様の会社に事業内容や大きな組織の変更などがあれば、そ の都度、適時の事業継続計画の見直し・改善が必要となります。こうした見直し・改善を 着実に行っていくためには、改善計画を定める必要があります。

そして、これらにより修正・改善された内容についても社員に周知していくことで、災 害時の事業継続力はより向上していきます。

ガイドライン (改定版)

表 3-34 訓練実施記録(様式例)

	項目	内容(記載例)
9.0	訓練名称	安否確認訓練
		令和○年○月○日(○)
3	実施日時	00:00~00:00
		※必ず曜日、時間帯を記載
9	実施場所	会社、現場、社員の自宅等
	<mark>参加者</mark>	<mark>全社員</mark>
		・全社員の安否確認を行えるか確認すること。
	訓練目的	・安否確認手段(メール、安否確認システム等)による安否確認。
		・安否確認の担当者がスムーズに行動できるか確認する。
		【地震の場合】
		・令和○年○月○日(○)00:00に○市で震度5弱の地震が発生し、橋梁が落
	前提条件	した影響により県道○○が通行不能となった。
A1.1		【洪水の場合】
訓練		・令和○年○月○日(○)00:00に○市大雨特別警報が発令され、○○付近が浸
内容		【安否確認の担当者】
谷		①社員に電子メールを一斉に送信し、安否確認を行う。
	実施内容	②社員から返信される安否情報メールを集計する。
		③メール送信のない社員に対して、電話により安否確認を行う。
		①本部長に報告する 【参集者】
		①自身の安否情報を、会社にメール送信する。
		・災害後3時間以内に、全社員(100%)の安否を確認する。
	訓練目標	※必ず目標値を記載する
		 ・災害後3時間以内に93%(28人/30人)の安否を確認することができた。
ě	訓練結果	※必ず目標値に対する結果を記載する。
		・携帯電話の電源を切っている社員がおり、一部社員と連絡を取ることができな
	問題点	2/2.
	・課題	・安否確認の担当者から2回メールが送信されてきた。
		・今回は訓練を実施することを事前に通知していたため、事前通知をしない訓練
		土日祝日・夜間に実施する。
		・就業時間内においては、携帯電話の電源 ON、常備を義務付ける。
2	改善点、	・安否確認の担当者から安否確認システムへの情報登録、安否確認メールへの返
	所感等	依頼の両方が来た場合、先に安否確認システムへの情報登録を優先して実施
		<mark>రం</mark>
		※改善点をどのように次回以降の訓練計画や BCP へ反映したかを明記してく
		±10

| さい。| (注) 記載簡の明示は記人例である。| 説明: 訓練実施日時、場所、参加者、訓練内容、訓練結果、問題点・課題、改善点、所 感については必ず記載して下さい。|

備考欄

訓練実施記録の様式例を追記

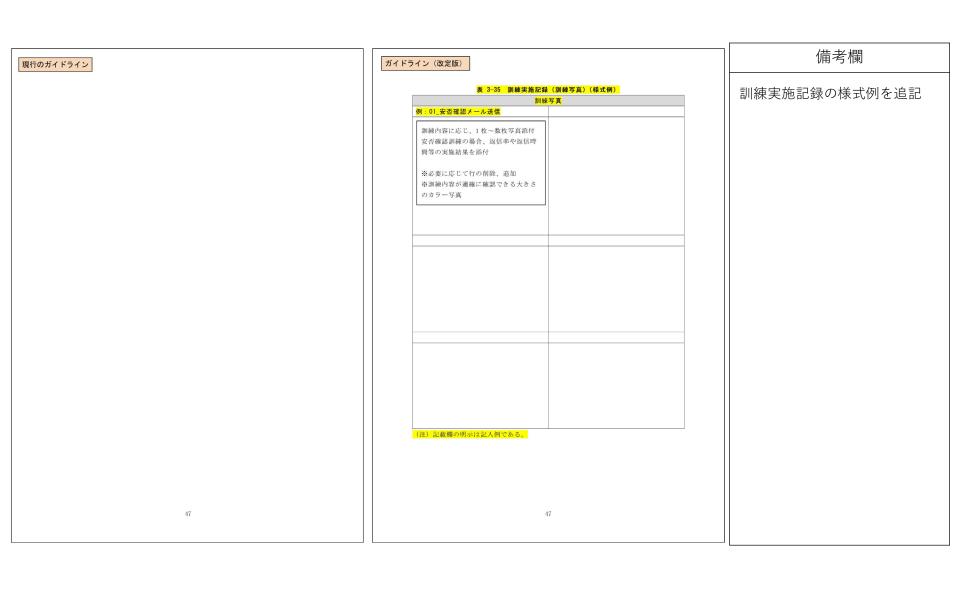


表 3-35 事業維続計画の定期的占給及び改善計画(様式例)

表 3-3	85 事業継続計画の定期的点検2	及び改善計画	(様式例)	
種別及び 実施時期	点検又は改善の項目	実施部署	統括部署	チェック
定期的点検	人事異動、組織の変更による	各部各課	**部	
四半期ごと(〇	指揮命令系統、安否確認の登		**課	
月、〇月、〇月、	録情報に変更はないか。			
○月)	関係先の人事異動により、電			
(記載事項の修正	話番号やメールアドレスの変			
は随時行うが、四	更がないか。			
半期ごとに確認)	重要なデータや文書のバック			
	アップを実施しているか。			
	新たな施工現場ができた場			
	合、被災時の二次災害防止の			
	体制を整備し、事業継続計画			
	に含ませたか。			
定期的改善	過去1年間で実施した対策を			
(年1回○月、	踏まえた計画全般の見直し。			
別々の月にして	被害想定などの発表・更新に			
も良い)	対応した計画の見直し。			
	訓練結果を踏まえた計画の見			
	直し			
	年度予算で取り上げる対策の			
	検討			

(注)記載欄の明示は記入例である。

(3) 訓練、事業継続計画及び点検の実施状況

①事業継続計画の改善及び定期的点検の実施記録

「建設会社における災害時の基礎的事業継続力評価要領」に基づく認定は、3年間の期限付きです。認定を更新する際には、定期的(最低限1年に1度)及び適時の事業継続計画の改善の実施記録と、定期的な点検の実施記録を提出することが必要です(過去3年分は 必須)。認定の更新審査に際して、重要なチェック対象となります。なお、訓練の実施記録については、「表 3-34 訓練実施記録」と同様の様式により作成します。

ガイドライン(改定版)

(2) 事業継続計画の改善計画及び平常時の点検計画

①事業継続計画の記載事項の更新の点検

一度定めた事業継続に関する計画文書やマニュアル等を常に有効なものとしておくためには、新しい施工現場の増加、自社や取引先の人事異動や連絡先の変更などによって掲載した情報内容が古くならないよう、常に更新を行っていくことが不可欠ですが、この更新を担当者任せにせず、更新が確実に行われているかを定期的に経営層も関与して点検することが必要です。そのために、点検の実施の計画が必要となります。

②事業継続計画の定期的・適時の改善

実施した訓練の結果や実際に起こった災害への対応の反省を踏まえて、また想定する災害極類の拡張やより厳しい被害を考慮するなどの目的で、最低限、1年に、度は定期的に事業継続計画の見直し・改善を行います。この定期的な改善は、毎年度の予算や人事とも関係づけましょう。さらに、皆様の会社に事業内容や大きな組織の変更などがあれば、その都度、適時の事業継続計画の見直し・改善が必要となります。こうした見直し・改善を着実に行っていくためには、改善計画を定める必要があります。

そして、これらにより修正・改善された内容についても社員に周知していくことで、災 宮時の事業継続力はより向上していきます。 備考欄

48

ガイドライン (改定版)

表 3-36 事業継続計画の定期的点検及び改善計画(様式例)

備考欄

表 3-3	10 事業継続計画の定期的息棟/	及び収書計画	(様式例)	
種別及び 実施時期	点検又は改善の項目	実施部署	統括部署	チェック
定期的点検	人事異動、組織の変更による	各部各課	**部	
四半期ごと(〇	指揮命令系統、安否確認の登		**課	
月、〇月、〇月、	録情報に変更はないか。			
○月)	関係先の人事異動により、電			
(記載事項の修正	話番号やメールアドレスの変			
は随時行うが、四	更がないか。			
半期ごとに確認)	重要なデータや文書のバック			
	アップを実施しているか。			
	新たな施工現場ができた場			
	合、被災時の二次災害防止の			
	体制を整備し、事業継続計画			
	に含ませたか。			
定期的改善	過去1年間で実施した対策を			
(年1回○月、	踏まえた計画全般の見直し。			
別々の月にして	被害想定などの発表・更新に			
も良い)	対応した計画の見直し。			
	訓練結果を踏まえた計画の見			
	直し			
	年度予算で取り上げる対策の			
	検討			

(注)記載欄の明示は記入例である。

(3) 訓練、事業継続計画及び点検の実施状況

①事業継続計画の改善及び定期的点検の実施記録

「建設会社における災害時の基礎的事業継続力評価要領」に基づく認定は、3年間の期限付きです。認定を更新する際には、定期的(最低限1年に1度)及び適時の事業継続計画の改善の実施記録と、定期的な点検の実施記録を提出することが必要です (過去3年分は 必須)。認定の更新審査に際して、重要なチェック対象となります。なお、訓練の実施記録については、「表 3-34 訓練実施記録」と同様の様式により作成します。

表 3-36 事業継続計画の改善の実施記録(様式例)

版数	策定・改訂年月日	制定・改訂の内容	承認者
初版	令和○年○月○日	新規策定	社長 **
			* *
○版	令和○年○月○日	見直し・改善による変更内容の概要	社長 **
			als als

(注) 記載欄の明示は記入例である。

表 3-37 定期的な点検の実施記録(様式例)

点検の実施日時	点検の主な内容と是正した項目など	承認者
令和○年○月○日	人事異動、組織変更に伴う指揮命令系統、安	****
	否確認の登録情報を点検し、一部修正した。	

(注) 記載欄の明示は記入例である。

(4) 事業継続計画の現状の課題と今後の対応

①事業継続計画の課題と対応方法等

事業継続計画の実効性を高めるために定期的な訓練、改善・点検を実施する必要があります。効果的な訓練や効率的な改善・点検を実施するためには<u>予め事業継続計画の課題、</u> 対応方法、実施予定を常に把握することが望まれます。

事業継続計画を策定・更新するに当たり、新たに発見した課題、訓練実施結果を基に今 後対応が必要な課題等について記載してください。

ガイドライン (改定版)

表 3-37 事業継続計画の改善の実施記録(様式例)

改善の 実施時期	改善の実施項目	実施部署	統括部署	チェック
	人事異動に伴う災害対策本部の班員	各部各課	* * 部	
	の変更		**課	
	設備、書棚、ロッカーの耐震対策を	各部各課	* * 部	
令和○年	実施		**課	
〇月〇日	重要なデータや文書のバックアップ	総務部	**部	
	の実施方法の見直し、頻度の変更		**課	
	訓練結果を踏まえた重要業務の目標	各部各課	* * 部	
	時間の短縮		**課	
	安否確認方法を災害時安否報告シス	総務部	**部	
	テムだけでなく、災害伝言掲示板、		**課	
	メールによる3方向に変更			
令和〇年	被害想定などの発表・更新に対応し	総務部	**部	
〇月〇日	た計画の見直し		**課	
OHOD	訓練結果を踏まえた訓練計画の見直	各部各課	**部	
	<mark>L</mark>		**課	
	飲料水、食料等の賞味期限の確認、3	総務部	**部	
	日分以上の確保		**課	

版数	策定・改訂年月日	制定・改訂の内容	承認者
初版	令和○年○月○日	新規策定	社長 ** **
○版	令和○年○月○日	見直し・改善による変更内容の概要	社長 **

(注) 記載欄の明示は記入例である。

表 3-38 定期的な点検の実施記録 (様式例)

ACT TO MENT OF		
点検の実施日時	点検の主な内容と是正した項目など	承認者
令和○年○月○日	人事異動、組織変更に伴う指揮命令系統、安	****
	否確認の登録情報を点検し、一部修正した。	
令和○年○月○日	通常の調達先および代替調達先の連絡先に	* * * *
	連絡し、人事異動の有無や所在地の変更の有	
	無などを確認し、一部修正した。	

(注) 記載欄の明示は記入例である。

備考欄

改善の実施記録の様式例を追記

定期的点検の実施記録の様式例 を追記

50

表 3-38 事業継続計画の課題・対応方法等(様式例)

表 3-3	8 事業継続計画の課題・対応方法等((禄式例)
計画書の項目	課題・問題点	対応方法・実施予定
代替対応拠点の概要	代替対応拠点候補が S56 年以前の建	所有者と協議し、令和○
	物であるが、自社保有ではないため、	年○月までに耐震対策
	すぐに耐震対策することが困難であ	を実施できるよう対応
	る。	していく。
重要業務の選定と目	就業時間外の重要業務の目標時間が	災害発生直後から重要
標時間の把握	ガイドライン P.14 に示す目安の時間	業務の着手までの訓練
	を超えている。	を繰り返し実施して、時
	1. 施工中現場の被害状況確認・二次災	間短縮を図る。
	害防止:12時間以內	
	2. 関係する国、県、市区町村に対して	
	の連絡と調整:6時間以内	
	3. 災害協定業務その他の応急・復旧業	
	務の着手:24時間以内	
費用のさほどかから	設備、書棚、ロッカーの耐震対策が未	令和○年○月までに耐
ない対策	実施である。	震対策を実施できるよ
		う対応していく。
人員と資機材の調達	飲料水、食料について3日分程度の備	令和○年○月までに購
	蓄が確保できていない。	入し、木社倉庫にて保管
		する。
調達先リスト	通常の調達先、代替調達先の担当者、	毎年○月に通常の調達
	所在地等が変更する可能性がある。	先、代替調達先の担当者
		に連絡し、担当者、所在
		地の変更等がないかを
		確認する。

⁽注) 記載欄の明示は記入例である。

ガイドライン (改定版)

(4) 事業継続計画の現状の課題と今後の対応

①事業継続計画の課題と対応方法等

事業継続計画の実効性を高めるために定期的な訓練、改善・点検を実施する必要があります。効果的な訓練や効率的な改善・点検を実施するためには予め事業継続計画の課題、 対応方法、実施予定を常に把握することが望まれます。

事業継続計画を策定・更新するに当たり、新たに発見した課題、訓練実施結果を基に今 後対応が必要な課題等について記載してください。

表 3-39 事業継続計画の課題・対応方法等(様式例)

計画書の項目	課題・問題点	対応方法・実施予定
代替対応拠点の概要	代替対応拠点候補が S56 年以前の建	所有者と協議し、令和○
	物であるが、自社保有ではないため、	年○月までに耐震対策
	すぐに耐震対策することが困難であ	を実施できるよう対応
	る。	していく。
重要業務の選定と目	就業時間外の重要業務の目標時間が	災害発生直後から重要
標時間の把握	ガイドライン P.14 に示す目安の時間	業務の着手までの訓練
	を超えている。	を繰り返し実施して、時
	1. 施工中現場の被害状況確認・二次災	間短縮を図る。
	害防止:12時間以內	
	2. 関係する国、県、市区町村に対して	
	の連絡と調整:6時間以内	
	3. 災害協定業務その他の応急・復旧業	
	務の着手:24 時間以内	
費用のさほどかから	設備、書棚、ロッカーの耐震対策が未	令和○年○月までに耐
ない対策	実施である。	震対策を実施できるよ
		う対応していく。
人員と資機材の調達	飲料水、食料について3日分程度の備	令和○年○月までに購
	蓄が確保できていない。	入し、本社倉庫にて保管
		する。
調達先リスト	通常の調達先、代替調達先の担当者、	毎年○月に通常の調達
	所在地等が変更する可能性がある。	先、代替調達先の担当者
		に連絡し、担当者、所在
		地の変更等がないかを
		確認する。

⁽注) 記載欄の明示は記入例である。